
平成30年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

平成30年3月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成30年3月7日 午前8時58分開議

- 日程第1 議案第20号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第21号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第22号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第23号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第24号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第6 議案第25号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第26号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第27号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第28号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第29号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第31号 吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第32号 平成30年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第33号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第15 議案第34号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第35号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第36号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第37号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

- 日程第19 議案第38号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算
 日程第20 議案第39号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第21 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第20号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第2 議案第21号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 日程第3 議案第22号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 日程第4 議案第23号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
 日程第5 議案第24号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
 日程第6 議案第25号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 日程第7 議案第26号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 日程第8 議案第27号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 日程第9 議案第28号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第10 議案第29号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
 日程第11 議案第30号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 日程第12 議案第31号 吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例について
 日程第13 議案第32号 平成30年度吉賀町水道事業会計予算
 日程第14 議案第33号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
 日程第15 議案第34号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
 日程第16 議案第35号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
 日程第17 議案第36号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
 日程第18 議案第37号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
 日程第19 議案第38号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算

日程第20 議案第39号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算

日程第21 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君		

午前8時58分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、中林出納室長におかれては、窓口事務のため欠席をされます。

日程第1. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第20号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もよろしく願いたします。

それでは、議案第20号でございます。吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから申し上げますので、よろしく願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。保健福祉課の永田でございます。

それでは、議案第20号の詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の29ページの新旧対照表をつけておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

関連します、29ページから30ページでございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正ということでございますけれども、上位法の改正によりまして、このたび後期高齢者医療に関する条例の改正が必要となったものでございます。

詳しいことを申し上げますと、国民健康保険や後期高齢者医療制度等におきましては、原則、被保険者が住所を有しておる自治体もしくは都道府県の被保険者になるという規定がございます。この規定どおりに運用いたしますと、資格管理を適用いたしますと、病院や介護保険施設等、施設が集中しておる自治体に住所を移した場合、その自治体に多額の医療費等の負担が発生してくるという問題が生じてまいります。

このことの是正を図るために、住所地特例制度という制度が設けられておりまして、入院や施設入所等を行った場合は、以前の住所地の自治体等が保険者になるよう、今日まで運用がされてきたところでございます。

しかし、国民健康保険の住所地特例者が入院継続あるいは入所継続をされている途中で75歳到達等々による後期高齢者医療制度に移行した場合に、この住所地特例制度については継続がされずに、現時点で住所がある都道府県の被保険者になるという規定で今日まで運用がされてきたといったところでございます。

このたびの法改正によりまして、この部分が改正をされまして、平成30年4月1日から国保の住所地特例資格が後期高齢者医療制度に適用されることとなりました。そのための規定を新旧対照表改正後の第3条第2号から第4号において規定をされております後期高齢者被保険者の住所地特例規定に、括弧書きで法第55条の2第2項において準用する場合を含むという規定を加えるものでございます。

それと、第3条第2号の病院等の規定につきまして、これは法改正によります根拠の条文でございますけれども、この部分を法第55条第1項の表現に改めるという内容となっております。

第3条第5号の改正によりまして、先ほど説明させていただきました、これまで引き継がれなかった国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行する際の適用が可能となるような改正となっております。

なお、そのほかといたしまして、附則の第3条でございますけれども、こちらにつきましては、後期高齢者医療が始まりましたのが平成20年度でございますが、制度開始直後、半年間は特例措置として保険料の徴収を猶予するという規定がございました。その間、年数も経過いたしまして、この附則の要件については不要となったために、今回削除をさせていただく内容となっております。

以上が詳細説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第1、議案第20号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第2. 議案第21号

日程第3. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第21号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第22号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第21号でございます。吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

吉賀町国民健康保険条例（平成17年吉賀町条例第124号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第22号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。
平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

この2つの議案につきましては、それぞれ関連がございますので、詳細につきまして保健福祉課長のほうから説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

それでは、議案第21号、22号の詳細説明をさせていただきます。

2月28日の全員協議会におきまして、国保制度の改正についての説明をされ、平成30年4月1日より島根県へ保険者が一元化されることとなりました部分につきまして説明させていただきました。それに伴います必要な条例改正ということでございます。

定例会資料の31ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

新旧対照表を載せさせていただいております。4月1日からの島根県への保険者の一元化によりまして、これまで国民健康保険全ての業務につきまして吉賀町が行ってきた部分を、資格管理、事務の部分、主に住民関係の窓口部分の事務の部分とか給付管理の部分を除きまして、運営につきましては、島根県のほうに一元化されてまいります。これに伴いまして、目次の第1章のところでございますけれども、括弧書きで、第1章のところ、この町が行う国民健康保険（第1条）、この部分の国民健康保険の次に「の事務」を加えるというものでございます。

それから、目次の第2章でございますけれども、これまで町が保険者でございましたので、国民健康保険運営協議会を設置をしなければならないといったところで、この名称でございますけれども、今後、国民健康保険運営協議会につきましては、島根県において設置をされるということになりますので、引き続き町におきまして、国保に関する運営内容につきましては、国民健康保険の運営に関する協議会という形に名称が改められます。それによりまして、このたび変更をさせていただくものでございます。

続いて、第1章の第1条の条文のところでございますけれども、先ほどの見出しの改正と同様にですが、国民健康保険の次に国民健康保険の事務という形、「の事務」を加えさせていただきまして、修正をさせていただくものでございます。

それから、第2条の見出しを含む条文中の国民健康保険運営協議会、こちらにつきましても、町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めさせていただくというものでございます。

続きまして、第8条のところでございます。一元化に当たりまして、これまで保険者によって支給額が異なっておりますが、葬祭費でございますが、こちらにつきまして、一元化後は3万円に統一をさせていただくということでございます。それに必要な改正ということで、「2万

5,000円」という金額を「3万円」に改正をさせていただくという内容となっております。施行期日は、30年の4月1日からということでございます。これが21号の詳細説明でございます。

続きまして、22号でございます。定例会資料の32ページから34ページに新旧対照表をつけております。

内容につきましては、これも島根県への一元化についてということでございます。

現在、国民健康保険税に含まれております基礎課税分、いわゆる医療費分と後期高齢者支援金等の課税分、それから介護納付金課税分ということで、一応この3つの課税内容が含まれておるわけでございますけれども、こちらの課税につきましては、4月1日からは国民健康保険事業費納付金というものを島根県に納めることになっております。現在の条例の中には、この規定がございませんので、このたび、この国民健康保険事業費納付金への費用を充当するという規定を盛り込まさせていただきまして、4月1日から保険税の課税をさせていただくというものでございます。

それから、第2条第2項から第4項につきましては、3つの、基礎分、後期高齢者支援分、介護納付金分の賦課限度額を規定をしております。こちらのほうも修正が必要となったため、今回改正をさせていただくものでございます。

それから、第5条の2第1号中、こちらにつきましては、根拠法令が重複をするという内容となっておりますので、重複する部分を削除させていただいたというものでございます。こちらにつきましても30年の4月1日から施行させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第2、議案第21号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第22号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第4. 議案第23号

日程第5. 議案第24号

日程第6. 議案第25号

日程第7. 議案第26号

日程第8. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第27号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、順次上程をさせていただきます。

まず、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第24号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について。

吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第34号）の全部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第25号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第26号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防介護のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防介護のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年吉賀町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第27号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

以上5議案につきまして、一括で上程をさせていただきました。

詳細につきましては、それぞれ関連がございますので、保健福祉課長のほうから説明いたしま

すので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田課長。

なお、議案の24号については、条文の内容は量が多いので、これについてだけ両面コピーをしてありますので、そのように見てください。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。では、議案第23号から27号までの詳細説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料については、定例会資料の35ページから6ページをお開きをいただきたいと思っております。新旧対照表をつけてございます。

こちらにつきましても、2月28日の全員協議会におきまして、第7期の高齢者いきいきまちづくり計画についての説明をさせていただきました。平成30年から3回、7期計画を実行してまいります上で必要となつてまいります介護保険料の改定についてということで、今回、条例改正のほうをさせていただくものでございます。

計画策定におきまして、向こう3カ年の必要な保険給付費の見込み額から算出いたしました事業費の総額は、30億5,531万6,000円でございます。

そういった部分と、全国的には65歳以上の高齢者の人口は増加傾向にございますために、第7期の計画期間中におきましては、第1号被保険者の負担割合、これまでの22%が23%に増加をしております。

そういったこと等の理由によりまして、第6期におきましては、介護給付費準備基金等々の取り崩しにおきまして、保険料の上昇を抑制をしておりましたけれども、基金等も次第に減少していく状況の中で、7期におきましては、現在の第7期の介護保険料の基準額を月額で6,100円、年額で7万3,200円とし、今回策定いたしました計画の各種事業を実施をしていきたいというふうに考えております。

第2条第1項におきまして、保険料率の適用期間を計画期間の30年度から32年度までの3カ年に改正をさせていただきます。

第2条の第1項第1号から第9号まで、それぞれの段階ごとの保険料に改正をさせていただきます。第1段階につきましても、3万6,600円に改正をさせていただきます。第2段階については、5万4,900円でございます。第3段階、同じく5万4,900円でございます。第4段階、6万5,800円でございます。第5段階、7万3,200円でございます。第6段階は8万7,800円でございます。第7段階が9万5,100円でございます。第8段階が10万9,800円でございます。第9段階が12万4,400円でございます。

なお、第2条第2項におきましては、低所得者対策といたしまして、消費税が5%から8%に

引き上げになった際の軽減対策がございます。そちらの対策によりまして、第1段階の保険料割合は基準額の0.5%から0.45%に軽減がされるという規定でございます。こちらのほうを規定をさせていただいておるところでございます。

それから、第13条におきましては、第1号の表記を削除させていただいております。

附則におきましては、施行期日と経過措置について規定をさせていただいております。

以上が議案第23号の詳細説明でございます。

それから、続きまして、第24号、第25号、第26号、第27号につきまして説明をさせていただきます。

まず、第24号については、参考資料等はつけさせていただいております。議案集のほうに全改正の条例全文を載せさせていただいております。そちらのほうの1ページ目の、ページが打ってなくて申しわけございません。1ページ目のところに目次をつけさせていただいております。目次が1ページと次の裏面のほうにつけさせていただいております。そちらをごらんをいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

こちらにつきましても、上位法の改正によりまして、平成24年に設置をいたしました本条例につきまして改正の必要が生じてまいりましたために、今回全改正ということで、大変200条以上にわたる条例でございますので、新旧対照表をつけるということができませんでした。あと一部改正という方法が非常に難しいというようなことから、今回、全改正という形で対応をさせていただきたいと考えております。

一昨日に居宅介護支援事業所の設置についての権限の移譲に伴います条例の新規制定の関係で説明をさせていただきましたけれども、平成24年に地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、これらによりまして事業所の指定及び監督権限が町のほうに権限移譲されてまいりました。それによって平成24年にこの本条例を制定をしたものでございます。そちらのほうの改正ということでございます。

まず、地域密着型サービスとはどういったものかということでございますけれども、高齢者が住みなれた地域で尊厳を持って暮らし続けられるよう支援をするサービスでございます。これが24年に具体的に指定の権限、それから運営に関する指導監督、それから具体的なサービスの報酬等々、これにつきまして法律の範囲内で町が独自に設定をできるということになりました。その関係で利用できる方々については、原則、吉賀町の被保険者の方に限られてくるというサービス内容でございます。

この地域密着型サービスの種類でございますけれども、議案の目次にあります第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護に始まりまして、めくっていただきまして、第10章の看護小規模多機能型居宅介護、全部で8種類のサービスが対象となってまいります。

ただ、この8種類全て吉賀町内にあるかといえば、そうではございませんで、今現在、吉賀町内にあるものとしましては4つございまして、具体的に申しますと、第4章の地域密着型通所介護、こちらは現在、七日市にありますデイサービスセンターがこちらに該当するものでございます。

それから、第5章にあります認知症対応型通所介護、こちらにつきましては、朝倉にありますグループホームあさくらが実施します通所介護が、こちらの事業に該当してまいります。

それから、次のページをめくっていただきまして、第7章でございますけれども、認知症対応型共同生活介護、これは朝倉にありますグループホームあさくらへの入所と、このサービスが該当してまいります。

それから、第9章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらにつきましては、町内に2カ所ありますみろく苑ととびのこ苑、特養でございますけれども、そのそれぞれ20床ずつのユニット、個室の部分がございまして、この2つがこちらのサービスに該当してまいります。この町内で今該当しますのは、こちらの4つということでございまして、今回の改正につきましては、この4つにかかわる部分についてポイントを絞っての説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、おとついのときにも若干申し上げましたけれども、今回の基準によりまして、新たに設けられたものとしたしましては、共生型の地域密着型サービスというものが新たに加えられたという説明を申し上げました。その部分につきましては、目次の次のところに第1章の総則で、第2条の第6号、括弧書きの6のところ、共生密着型サービスという形で今回新たに定義がされておるところでございます。

共生密着型サービスというのは一体どういうものかと言いますと、これまでは介護保険は介護保険の事業所が、障がい者福祉については障がい者福祉の事業所がといったような、いわゆる制度ごとにサービス提供が行われておりましたけれども、今回の改正によりまして、共生型ということで、そういった部分に特化したものではなく、介護保険事業所につきましても、障がい者を対象としたサービスの提供が可能となるという新たなサービスを実施をすることが可能となったものでございます。

これによりまして、例えば、周りに障がい者施設、障がい者サービスがないという方が、身近にあるそういった介護保険事業所におけるサービスを利用できるようになり、なおかつ、その方が65歳になられたときに、住みなれた地域でこれまでなれ親しんだ事業所等のサービスを継続して受けることができるというような、いわゆる地域において柔軟な対応ができるという制度が導入できるというふうになったものでございます。

この部分につきましては、第4章の地域密着型通所介護、いわゆる七日市デイサービスの部分

の、目次で言いますと第5節、共生型地域密着サービスに関する基準というものを今回盛り込ませていただきまして、この部分への対応が可能とさせていただいているものでございます。それが条文で言いますと、第78条の2、第78条の3のところに基準を新たに設けさせていただいた改正の内容となっております。

それから、このたび平成30年4月1日からの制度改正におきまして、新たに介護医療院というものが生じてまいりました。介護医療院とはどういったものかと申しますと、現在、六日市病院においてはもうございませんけれども、介護療養型の病床群という形での制度が残っております。これの新たな受け皿といたしまして、今回新たに介護医療院という法律上の規定が設けられてございます。慢性的な医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れやみとり、終末期ケア等の機能、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設ということで、このたび新たに出てきたものでございます。

この規定を現在あります地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の中に、それから後ほど出てまいります第27号のところまで関連してくる部分につきまして、この新たな介護医療院という文言を盛り込まさせていただいております。

それから、続きまして、サービスで大体利用できる利用定員というものがございすけれども、そちらの利用定員の基準についても一部見直しがされた部分がございますので、そういった部分についての修正を行っておりますし、それから、今回、今いろいろと問題となっております施設における虐待関係、いわゆる身体拘束についての規定でございます。

サービスを提供する上で身体拘束が必要となるケースがあるわけなんですけれども、そういった部分について明確な基準と申しますか、そういった部分がこれまでは整備がされておりました。そのために今回、省令改正が行われまして、特に認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームへの入所の部分でありますとか、特養における入所に関するところで、こういった身体拘束に関する部分について規定がなされております。

例えて言いますと、第7章の認知症対応型共同生活介護、グループホームあさくらに関する部分でございますけれども、第145条よりの取り扱い方針の規定が定められておりますけれども、145条の第7項に身体拘束等の適正化を図るための事業者に対しましては、適正化に向けた検討委員会の開催を年4回以上開催を行うことや、身体拘束に対するガイドラインの整備でありますとか、適正化に向けた研修の定期的な実施、こういった措置をとるよう、事業者のほうに義務づけておるものでございます。

こちらにつきましては、関連しますところがありますので、特養の地域密着型の部分につきましても、この辺の規定を適用させていただきまして、適正な身体拘束、虐待を生じないような適正な身体拘束を行うよう努力を義務づけておるところでございます。

そういった内容を盛り込まさせていただきまして、議案第24号に係る部分の全改正をさせていただいておりますので、ポイントを絞った形での説明という形で詳細説明のほうにかえさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第25号でございます。こちらにつきましては、先ほどが地域密着型サービスの事業所、こちらにつきましては、地域密着型介護予防サービスの部分についての一部改正でございます。先ほど説明させていただきましたが、要介護の認定を受けた方を対象としたサービス、こちらのほうにつきましては、要支援の認定を受けた方に提供するサービス、こちらにつきましても、先ほどと同様に、ほぼ同じ内容で省令のほうが改正をされております。それにあわせる形で必要な文言、規定の整備等々の一部改正を行っておるところでございますので、ほぼ先ほどの説明と重複をいたしますので、詳細説明のほうは省略をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、続きまして議案第26号でございます。こちらのほうは、こちらも膨大なものになりまして、定例会資料42ページから48ページのほうに一部改正ということで新旧の対照表をつけさせていただいております。

これにつきましては、一昨日、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例というところで説明をさせていただきました。吉賀町ケアマネセンターの指定・指導に関する権限がこのたびおりてきたということで、新たに条例を制定させていただきますという内容のものでございましたけれども、おとついの新規条例制定につきましては、ケアマネセンターにかかわる部分でございます。

議案第26号につきましては、地域包括支援センターが行っております要支援者に対する、いわゆる介護予防支援事業に係る規定でございます。これは既に町のほうに権限が移譲されておりましたので、この条例に基づきまして指定及び指揮監督等々の指導を行ってきたところでございます。このたび、この部分につきましても省令の改正がございましたので、先般説明をさせていただきました内容とほぼ同様の内容の改正を行っておるものでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

続きまして、議案第27号でございます。こちらにつきましては、新旧対照表の49ページをお開きをいただきたいと思いますというふうに思います。

指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正するというところでございます。議案第12号におきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定を一昨日、条例の説明をさせていただきました。これによりまして、現在、町が指定をしております基準を定めた本第27号の条例につきまして改正の必要が生じてまいりました。指定に関する部分につきまして、議案第12号にかかわる指定居宅介護支援事業

者を加える形で新たに町に指定権限を持たせるという改正の内容となっておりますのでございます。

そういったところで全文としまして、本年30年4月1日から実施をしましてまいります法改正等々に対応するためのさまざまな基準について、今回改正をさせていただいたものでございます。大変膨大な量で、十分な説明にはなっていないかと思っておりますけれども、以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第23号についてお伺いをいたします。

このたび介護保険料が15%の増ということですが、各所得段階別における保険料を払う側の収入というか、所得に対してどのような、収入または所得でいいんですけども、伸びになるのか、その点について試算されていたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

このたび介護保険料基準額が15%増額とするといったところで、事業計画策定におきましてさまざまな部分について検討を重ねてまいったところでございます。その中で、現在、具体的な所得状況については、現在確定申告中でございます。まだ確定はいたしておりませんが、軽減策としてどのような形が考えられるだろうかというようなところで検討してまいったところでございます。

第6期におきましては、基金等々を充当する形で、島根県で最も安い保険料を設定させていただいたところがございますけれども、先ほど説明させていただいたとおり、基金等については、もう余裕がないというような状況の中で、これ以上の取り崩しは難しいであろうという判断をさせていただいておるところでございます。

そういった中で、現在、9段階の分割にさせていただいております段階を、11段階なりに、さらに細分化できないかというような形を検討させていただきました。

ただ、やはり吉賀町の場合におきましては、第5段階以下の方の構成が非常に多いという中で、9段階から11段階等々に分割をしていく場合においては、9段階の最高保険料率が適用される段階の細分化という形での対応となってくるわけなんですけれども、やはりその部分に属されている方々が非常に少ないというような形で、11段階に細分化することによって平準化が図られずに、逆に保険料の増額を招いてしまうような試算にも至ってしまったというようなところから、現行の9段階での対応といったところが現状においてはベストな選択ではなかろうかという形で、今回の保険料率を設定させていただいたところでございます。

一応6期計画中には予定をされておりました消費税率の10%の引き上げ、こういったところ

も実際に延期をされておるといふことをごさいますので、そういった部分の10%の引き上げがなされた場合においては、また国に対して、現在実施をされております低所得者に対する軽減措置等々が実施をされてくることも見込まれておりますので、その際にはまた柔軟に対応できるような形で、低所得者等々への配慮を行ってまいりたいというふうにごさいます。

以上ごさいます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今お聞きしましたのは、収入または所得に対する保険料の割合がどのように変化をするのかという、その試算についてお聞きをしたつもりなんですけども、所得、また収入が少ない人ほど負担割合が高いという保険料の仕組みに、今言うたのは、あくまでも標準段階の第5段階以上の話ですけども、からだだけすれば、収入が多い人ほど負担割合が少ないという状況になっていると思ひますが、その点は間違ひないか、わかりますか。第5段階以上の話です。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 介護保険料算定そのものが基準額を定めまして、それぞれの階層ごとに料率を決めさせていただきます、いわゆる階段状に保険料を皆さんに払っていただき、基準額に対して第1段階の方は、現在で行きますと0.45、一番上の第9段階の方につきましては、基準額に対する1.7倍、それを階段状に負担をさせていただきます、要は、9段階等々の上位の方の0.7分の財源を4段階から下の方に適用させていただきます、いわゆる相互扶助的な形で運営をしていこうといったところが、本来の介護保険料の設定の考え方というふうにごさいます。

ただ、本町の場合におきましては、いわゆる第5段階から下の方々がやはり大多数、6割以上の部分を占めているというところから、均等な段階的な負担というのが難しい部分になってきておりますので、その部分につきましては、国の調整交付金という形で補填がなされるという形での運営ということになっておりますので、必ずしも上位の方々が十分な階層の方の財源について確保ができていないかといふ、そういった状況にはないというふうにごさいます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたびの議会資料で介護保険特別会計状況報告等によりますと、例えば、第9段階が60名、第8段階が88名、第7段階216名、第6段階379人、第5段階378人というふうになっております。今、私が質問したのは、この段階の人たちのところでの負担割合のことについてお聞きをしたものでありますので、相当数の方のことについて聞いたつもりですので、また確認をしていただきたいと思ひますが。

今の分についてはいいんですが、このたび対象者の合計の所得金額についての変更があったと

と思いますが、この点について御説明、もしなければならないということでいいです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 申しわけございません。合計の所得金額の部分についてはございません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第4、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第27号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第9 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第28号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第28号でございます。吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について。

吉賀町地域福祉計画策定委員会条例（平成22年吉賀町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1枚めくっていただきまして、一部を改正する条例でございます。

吉賀町地域福祉計画策定委員会条例（平成22年吉賀町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第107条」の次に「第1項」を加える。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

参考資料の50ページのほうをごらんをいただきたいと思います。こちらのほうに新旧対照表をおつけをしておりますので、御参照いただきたいと思います。

今回一部改正する内容でございますが、これは上位法でございます社会福祉法の条立ての変更に伴うものでございまして、これとの整合性をとるために本町の条例についての一部改正をするという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についての詳細説明はありません。したがって、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第9、議案第28号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第10. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第29号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第29号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町放課後児童クラブ条例（平成27年条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町岩本一巳。

1枚おめくりをいただきまして、一部改正の条文でございます。吉賀町放課後児童クラブ条例（平成27年条例第21号）の一部を次のとおり改正する。

別表（第11条の表）備考中の「平成30年3月31日まで」を「平成32年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料の51ページのほうをお開きをいただきたいと思います。こちらのほうへ新旧対照表をおつけをさせていただいております。

今回の改正の趣旨でございますが、放課後児童クラブの利用料を全額の免除をしているわけでございますが、現行の平成29年度末までを2年間延長させていただいて、31年度までにするということでございます。これは現在行っております27年度からの5年間、総合戦略で少子化対策等に取り組んでいるわけでございますが、その総合戦略の年限にあわすために2年間延長するというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明はありませんので、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第10、議案第29号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第11、議案第30号吉賀町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第30号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年3月5日提出、吉賀町岩本一巳。

1枚おめくりをいただきまして、一部改正の条例案でございます。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のとおり改正する。

第15条第1項第2号中、「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

同様に、参考資料の52ページのほうへ新旧対照表をおつけをしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、この条例の根拠法令でございます認定こども園法の条立ての変更がございましたので、これに呼応する形で本町の条例の一部改正をするものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても提案理由の詳細説明はありません。

したがって、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第11、議案第30号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第12、議案第31号吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第31号吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例についてでございます。

吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例（平成24年吉賀町条例第43号）を別紙のとおり廃止する。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1枚おめくりをいただきまして、吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例（平成24年吉賀町条例第43号）は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

御案内のとおり、これは平成24年に町民憲章と町歌を制定をするという目的で設置をしたものでございますが、既に制定済みでございます。制定の趣旨が完了しておりますので、今回廃案の手続をとるというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明はありません。提案理由が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第12、議案第31号吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。ここで10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、配付しております資料の会計予算の表紙をめくっていただきたいと思えます。

議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算。

総則第1条、平成30年度吉賀町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。（1）給水件数3,135件、（2）年間総給水量86万8,346立方メートル、（3）1日平均給水量2,379立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道管路緊急改善事業5,110万4,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益2億4,438万5,000円、第1項営業収益1億1,153万5,000円、第2項営業外収益1億3,285万円。

支出、第1款水道事業費用2億3,705万4,000円、第1項営業費用2億879万

7,000円、第2項営業外費用2,793万3,000円、第3項予備費32万4,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,677万1,000円は、引継金2,167万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,509万8,000円で補填するものとする)

収入、第1款資本的収入1億937万2,000円、第1項企業債3,540万円、第2項県補助金1,566万6,000円、第3項他会計補助金5,759万2,000円、第4項工事負担金71万4,000円。

支出、第1款資本的支出1億5,614万3,000円、第1項建設改良費5,110万4,000円、第2項企業債償還金1億471万5,000円、第3項予備費32万4,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業債限度額3,540万円、起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率、年利3.0%以内、括弧内はお読み取りをください。償還の方法もお読み取りをいただきたいと思います。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 収益的支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

(2) 資本的支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、1,592万4,000円。

他会計からの補助金、第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億4,500万円である。平成30年3月5日提出。吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長(安永 友行君) それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長(早川 貢一君) 建設水道課早川でございます。私のほうから議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、2ページでございます。収益的収入及び支出でございます。ここにつき

ましては、先ほど町長が申し述べました部分の3条の予算に係る部分が明記されておるところでございます。

それから、2ページでございます。資本的収入及び支出でございます。ここにつきましては、4条に関する予算が載せられているということでございます。

ページ進んでいただきまして、3ページ、キャッシュフローでございます。お金の動き等々が記してございます。お読み取りをいただけたらと思います。4ページから6ページ、7ページにかけましては、給与費明細表をつけておるところでございます。お読み取りいただければと思っております。

それから、8ページでございます。平成30年度吉賀町水道事業予定損益計算書でございます。ここにつきましては1年間の営業の状況というものを予定をして入れさせていただいているところでございます。お読み取りをいただければと思います。

それから、9ページでございます。平成30年度吉賀町水道事業予定貸借対照表、通称BSと申しておりますけれども、貸借対照表でございます。これにつきましては財務の状況、資本がどのぐらい、資産がどのぐらい、そして借金がどのぐらいというそういったものを記しているものでございます。

10ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を載せているところでございます。

11ページ、12ページにつきましては、平成29年度部分の損益計算書、そして貸借対照表等を載せているところでございます。

それでは、13ページをお開きいただきまして、まず3条予算でございます。収益的収入及び支出の詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益でございます。予算は1億1,153万5,000円でございます。

ページを右に移っていただきまして、節から載せております。節の1給水収益でございます。1億1,089万1,000円でございます。これは水道料金でございます。推定されます調定額に対しまして100%の金額を計上しているところでございます。

それから、節の3分担金でございます。64万4,000円、これは加入者の分担金といたしまして4万6,000円掛ける14戸分を計上しているところでございます。

それから、項の2営業外収益でございます。目の1受取利息及び配当金でございます。これは頭出し金として1,000円を計上しているところでございます。

目の2他会計補助金でございます。右へ進んでいただきまして、節の1他会計補助金8,740万7,000円でございます。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

目の3長期前受金戻入でございます。右へ進んでいただきまして、節の1国県補助金、節の

3 他会計の補助金、節の6 工事負担金の戻入等々の戻入金でございます。これにつきましては、戻入と申しますのは、事業をやりましたときに国からの補助金等々が入ってまいります。このお金を一応ストックをしておきまして、減価償却にあわせて収益化をしていくというものでございます。その金額が合計いたしまして4,544万2,000円を計上しているというものでございます。ちなみに節の2番につきましては、一般会計からの戻入ということでございます。

ページを進んでいただきまして14ページをお開きいただきたいと思います。支出でございます。款の1 水道事業費用でございます。項の1 営業費用、目の1 原水及び浄水費3,136万9,000円でございます。ここにつきまして主なものを御説明させていただきたいと思います。

節の19 委託料でございます。除草作業委託料でございます。これは64万8,000円、浄水場18カ所の除草作業を行う費用でございます。

それから、その下、電気設備保守点検委託料でございます。浄水場施設の保安協会等への点検の委託料でございます。

それから、その下でございます。椀谷浄水場ろ過砂の撤去業務でございます。51万9,000円を計上しているところでございます。ここにおきます内容は、椀谷の浄水場、そして蓼野浄水場の2カ所にございますろ過池の、言ってみれば上にろ過池でございますので、砂を張って、その下に石を入れてというふうに砂でろ過をするという作業をしておりますけれども、上に水をこしております、どべがたまります。そのどべをスコップでかきとるという作業をしまして、そのかきとった砂を一定の箇所でストックはしとったんでございますけれども、保健所のほうからこれは産業廃棄物に当たるのできちっと管理をなささいという御指摘をいただきました。これまでずっと、その方法で許しを得ていたものでございますから、そのままにしておりましたけれども、改めて指摘をいただきましたので、これを撤去するという費用でございまして51万9,000円を計上させていただいているというところでございます。

それから、節の20 手数料でございます。682万4,000円でございます。内訳を説明させていただきますと、水質検査の手数料でございます。660万8,000円、これは六日市エリア、そして柿木エリアの水質検査の手数料ということでございます。

それから、節の25 工事請負費でございます。金額が5,264万円でございます。――526万4,000円でございます、失礼いたしました。

これは細かくいきますといろいろございますけれども、大きなものとしたしましては六日市浄水場のろ過池の止水工事を135万円計上しております。この止水工事と申しますのは、六日市浄水場もやはり大きなろ過池を2基据えております。先ほど申しました椀谷と、蓼野と同じ容量でございますけれども、椀谷、蓼野につきましては、上から水を通して下に水を抜くという、きれいな水を抜いていくというもの。この六日市の浄水場につきましては、緩速ろ過と申しまして下

から水を押し上げて上に水をとってきれいにしていくというもの。

これが何がいいかと言いますと、椈谷と蓼野のように我々通称川はぎと言いますが、どべをとる必要がないといういい利点がございませう。ただ、そうは言いますが、水をこしているという関係上どうしても汚れてまいります。それをきれいにするための装置があるわけですが、けれども、その壁が実は1カ所穴があいておりまして、大体プール等々もそれから貯水槽なんかでも大体あかがつきまして中からとまってしまうのが普通なんでございませうけれども、ここのろ過池につきましては、どうしてもその水がとまりません。外側から工事を施工してみましたけれども、なかなかうまく止水ができないということで、中側からどうしても作業しなければならないというところで135万円を計上させていただいたということでございませう。

それから、大野原・伊豆原の浄水場におきまして、備品交換修繕費を203万円計上しているところでございませう。これにつきましては、大野原、それから伊豆原につきましては、紫外線殺菌というそういう殺菌の方法を採用しておりますけれども、その工事を施工いたしまして、もう3年等々が経過いたしました。これまでは事業が、機械が安定的に作動するまで設置企業が企業努力ということで、かかる費用については負担をさせていただいておりましたが、3年も経過し、我々も運用の方法が大体わかってき、そして機械も安定してきたということで、そろそろ機械にかかる金額等については負担をいただけないかというところで、それは至極もつともな話であるということでございまして、この分について計上をさせていただいたというところでございませう。それが大体主な内容ということでございませう。

それから、節の20手数料でございませう。99万2,000円を計上させていただいております。水質検査手数料でございませう。これにつきましては、管末の残塩の検査を各家庭にお願いをしているところでございまして、17件、17カ所についてお願いをしている部分の手数料ということでございませう。

それから、節の22修繕費でございませう。324万円でございます。これは施設の修繕費で計上しておりますけれども、内容的には配管の漏水等が発生した場合の修繕費、修繕工事に充てるものでございませう。

節の25工事請負費でございませう。253万6,000円、これにつきましては、清掃、減圧弁分解点検等でございまして、詳細につきましては、伊勢原配水池、それから柿木配水池の清掃工事に伴いますものが129万6,000円。黒淵の減圧弁の分解点検にかかりますものが41万3,000円。六日市の減圧弁の分解点検にかかりますものが41万5,000円。そしてなつめにあります加圧ポンプ所がございませう。ここの加圧をするためにインバーターという機械をかましながら加圧するんでございませうが、加圧していく圧力が定格に達しますと機械がとまります。そのときにぱちゅととまりますと管に影響がありますので、それをゆっくり定格の圧

力まで、徐々に圧力上げていけるような、そういうインバーター。かかるときにもゆっくりかかっていくような装置、これをインバーターと申しますけども、これの取りかえ工事を41万円計上しておるところでございます。

それから、ページを進んでいただきまして、15ページをお開きいただきたいと思います。目の3総係費に入っております。節の19委託料でございます。493万3,000円を計上させていただいているところでございます。内容につきまして主なものは、法適化の支援業務といたしまして273万1,000円、これにつきましては、長谷川会計事務所、それからぎょうせい等に支援を受けておるところでございますけれども、引き続きその支援業務をお願いをしたいというものでございます。

それから、メーター検針業務でございます。207万4,000円、これにつきましては3,200件の6基、単価としましては108円分の計上でございます。

そして、節の23工事請負費でございます。132万7,000円、メーター交換でございます。これにつきましては、計量法の関係がございまして、7年に1度、各家庭のメーターを順次交換をさせていただいております。今年度分につきましては267件のメーターを交換をしたいというものでございます。

それから、下のほうへ進んでいただきまして、目の4減価償却費でございます。1億4,009万円を計上しているところでございます。

節の1有形固定資産減価償却費でございます。これにつきましては、建物が549万7,000円、構築物が7,884万8,000円、機械等が5,574万5,000円減価償却するものでございます。

以上でございます。

それから、16ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。ここにつきましては、最初の部分の4条予算に係る部分でございます。

まず収入から説明をさせていただきます。款の1資本的収入、項1企業債3,540万円でございます。これにつきましては企業債3,540万円でございます。

それから、項の2県補助金でございます。これにつきましては、生活基盤施設耐震化等交付金ということで、ことし新たに始めます事業につきましての補助率3分の1を計上したものでございます。

項の3他会計補助金でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

項の4工事負担金、目の1工事負担金でございます。71万4,000円。これにつきましては、新畑地区の供給によります負担金71万4,000円でございます。

支出でございます。款の1基本的支出でございます。項の1建設改良費、目の1水道施設整備

費5,110万4,000円でございます。主なものといたしましては、節の19委託料でございます。5,048万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては、先ほどの耐震化交付金等々にかかります工事費でございます、布設替えの設計業務費を上げているところでございます。柿木地区の設計に関しましては1,759万9,000円、大野原地区に関しまして3,288万6,000円ということでございます。

それから、企業債、項の2企業債償還金といたしまして、1億471万5,000円を計上しておるところでございます。

以上で詳細な説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと関連でお聞きするんですが、やはり町民の皆様の一番の関心は水道料金の値上げのことと思うんですが、昨年公営企業に移行するときに、給水人口の減少とかいろんなことで水道料金の値上げは将来的にはやむを得ないということで、たしか5年ぐらゐの単位で水道料金の値上げということが数字が示されたと思うんですが、この1年間公営企業に移行しまして1年間たったわけなんです、この水道料金の値上げにつきましての計画というか、それについての予測といいたししょうか、予算とはまた関係ないんですが、やっぱり一番の関心事なんで、その辺につきまして詳しくわかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 料金の値上げ等々につきましては、議員がおっしゃられるとおりに非常に関心の高い内容と思っております。給水人口の減、そして機械等のエコ化といいたししょうか、水を使わなくなってきたという状況もございます。そういった状況を受けまして、おっしゃるとおり非常に苦しい内容となっているのは事実でございます。ただ、この時点で、いついつのころから、じゃ値上げをといるところで、ここで明言をすることもなかなか難しい問題だと思っております。

今後、会計をもっともっと精査をし、そして今後の推計等も立てながら、その必要性が発生した場合には、またお諮りをさせていただきたいというふうに考えておりますので、今のところ具体的にどうこうというふうに考えはないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） しつこいようですが、具体的と言ったら難しいと思うんですが、やはり現時点では将来的には水道料金の値上げはやむを得ないというような考えでしょうか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 推計をいたしますと、前回お諮りをさせていただいた財務状況といましようか、そういったものを参考にしながら、前町長も申しましたとおり、これは計画にはなっているというか予測にはなっているけども、そこにいかないように頑張っていかなきゃいけないんだというふうに、前町長申し上げております。

そういった部分も含めまして、こちらのできる努力もさせていただきながら、もちろん絶対に上げるかと言えば、それは今後の推計を見ていただかないとわかりませんが、絶対ないとは言えませんし、今ある計画が、じゃうそなのかと言いましたら、それもうそではございませんので、そういったことにならないような努力を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 15ページの減価償却費1億4,000万円とありますが、建物の構築物、機械等と。この償却の期間とか多分あるはずなんですけど、そこら辺のちょっと詳細をお聞きしたいんですが。金額がえらく高いような気がします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 注記のところでも述べさせていただいておりますが、確かに期間等は決まっておりますが、10年から50年というふうな幅を持っております。ここ個別に管理をする台帳等がございまして、それについて管理をしておる関係で、ここはこれ、ここはこれというふうの、ちょっとここでは申し上げることができませんけれども、期間には耐用年数等々がそういう幅をもったもので記しているというものでございます。（「10年から20」と呼ぶ者あり）10年から50年ですね。（発言する者あり）建物につきましては10年から50年。それから構築物につきましては40年から60年。そして機械及び装置等につきましては、これは短くて6年から20年という幅をもって、それぞれ対応しているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 16ページの節19委託料、布設替え設計業務は2カ所で5,000万円強になるんですが、これは柿木地区と大野原地区全面的にやりかえるということなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 全面的ではございません。管の耐用年数を超えた部分について、それも言わば部分について取りかえていくという作業でございまして、全面的に全部を引き上げてかえていくというものではございません。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 取りかえていく業務ですか。これ設計の業務じゃないんですか。

取りかえる計画をする業務なんですか、それとも取りかえる費用、いわゆる工事費用みたいなものなんですか。ちょっとそのあたり、はっきりしてください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 説明がまずくて申しわけございません。この業務は、管を耐用年数が超えたものについて新しくしていくというための設計業務でございます。取りかえていく工事ではございません。

失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 取りかえる設計業務にしては非常に高額過ぎると思うんですが、そんなにたくさんかかるものなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） きちんと設計をしてみないとわからないところではございますけれども、こちらにいたしましても業者等々から見積りを取り、業務内容を説明して出てきた金額でございますので余り違いはないかと思っておりますけれども、設計業務と申しましてもやはり人件費等々が主でございます、それに係る量につきましてもやはり、このぐらいの金額が必要になるかというふうには考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 13ページの加入者分担金なんですが、これは新規加入者、つけていてちょっと休んで、また再度加入するという場合もあると思うんですが、それは幾ら。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ここに計上しておりますものは新規に加入いただく方の加入分担金を計上させていただいております。

今御質問にありました、やめてまた入ってというふうな、やめられますとやはり加入分担金が発生をしてしまいます。ですので、こちらとすれば基本料金を払っていただいたほうが、また使われる予定があるんでしたら4万6,000円かかりますので、そのほうがお得だと思いますがという御提案をさせていただきますけれども、やめられる方につきましては、やめていただいてまた入られるという方も、まれにはあるかと思っておりますけれども、その方につきましては、やはり新たに4万6,000円がかかってくるという内容でございます。ここに計上しておりますものは、新規として4万6,000円、加入いただくという方の、このぐらいいるだろうという部分で、推定で載せさせていただいているという内容でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 以前にも質問させてもらったと思うんですが、空き家バンク等々

で登録した場合に水を切っておくほうがいいか、それともたまに入られて来られたからつないどかんと出してみれんとか、いろんなありまして、なかなか悩むとこじやったんですが。

新規と言いますと、工事費等々がかかってきて分岐サドルから来ると思うんですが、それで、そういう工事と仮にメーター外してまたつけるだけだったら、どうなのかなとも思いましてお聞きしたんですが。

それと、総くみ上げ水量と販売水量ですか、お金にかわった水、お金がもらえた水、100%が理想とは思いますが、どのぐらいの割合でお金が徴収されているのか。これで漏れ率とかいろいろなんがわかると思うんですが、わかればお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今の御質問につきまして、ちょっと資料を準備しておりませんので、準備させていただいてお答えをさせていただきたいと思います。時間をいただければと思います。

○議長（安永 友行君） 7番議員、もう一度質疑の時間はありますので、その際に回答していただく、よろしいですね。そういうふうに課長お願いします。

○建設水道課長（早川 貢一君） はい。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はないようですので、日程第13、議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第14、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算でございます。

平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,576万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算、歳入、款1財産収入、項1財産運用収入

6,000円、款3繰入金、項1基金繰入金1,008万円、項2他会計繰入金5万9,000円、款5諸収入、項1貸付金元利収入562万円。これに伴います歳入合計は1,576万5,000円でございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費1,576万5,000円、歳出合計も同額でございます。

次の事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書6ページをお開きいただきたいと思います。歳出から説明を進めてまいります。

総務費、総務管理費、目1の一般管理費でございます。説明欄をごらんください。興学資金審査会委員、それからその費用弁償合わせて5万9,000円を計上いたしております。

それから、その下にまいります。興学資金基金貸付金として1,008万円の計上でございます。この内訳につきましてですけれども、既存の貸し付け、これが16名、そして新規の貸し付け、これを12名、この人数分を見込んだ数字ということでございます。

それから、次の目2財産管理費です。基金積立金562万6,000円でございます。これは返還金につきまして興学資金基金へ積み立てるというものでございます。

そうしますと、ページ戻っていただきまして、歳入でございます。財産収入、財産運用収入、目の1利子及び配当金、これは説明欄記載のとおりで、興学資金基金利子として6,000円を計上しております。

次に、繰入金、基金繰入金、目1興学資金繰入金でございます。これにつきましては、興学資金基金から貸し付けのための繰入金といたしまして1,008万円を計上いたしております。

それから、その下にまいります。他会計繰入金の目1一般会計繰入金でございます。これは説明欄に記載をしたとおり、その他会計からの繰入金、これは一般会計からの繰入金という形で5万9,000円の計上でございます。

それから、その下です。諸収入、貸付金元利収入、目1貸付金元利収入ということで、説明欄のほうに移っていただきまして、貸付金の元利収入として552万円。

それから、その下ですけれども、滞納繰越分として10万円を見込んでの計上ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第14、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留をして、次にいきます。

日程第15. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億2,075万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1 ページ、第1表歳入歳出予算でございます。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億1,586万3,000円、款2使用料及び手数料、項1手数料7万2,000円、款3国庫支出金、項1国庫負担金1,000円、款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金1,000円、款6県支出金、項1県負担金補助金5億3,027万7,000円、款7財産収入、項1財産運用収入1万5,000円、款8繰入金、項1他会計繰入金6,941万9,000円、項2基金繰入金500万円、款9繰越金、項1繰越金1,000円、款10諸収入、項1延滞金加算金及び過料3,000円、項2雑入10万5,000円、これに伴います歳入合計が7億2,075万7,000円でございます。

2 ページ歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費1,878万9,000円、項2徴税費25万3,000円、項3運営協議会費28万5,000円、款2保険給付費、項1療養諸費4億4,827万2,000円、項2高額療養費6,613万円、項3移送費2,000円、項4出産育児諸費168万円、項5葬祭諸費45万円、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分1億2,854万2,000円、項2後期高齢者支援金等分3,037万4,000円、項3介

護納付費納付金分 1,234万7,000円、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金 3,000円、款8保健事業費、項1保健事業費41万1,000円、項2特定健康診査等事業費 717万5,000円、款9基金積立金、項1基金積立金1万5,000円、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金50万5,000円、款11予備費、項1予備費552万4,000円。これに伴います歳出合計7億2,075万7,000円でございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第34号平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書の11ページ、まず歳出予算のほうの説明をさせていただきたいと思います。11ページをお開きくださいませ。

総務費、総務管理費、一般管理費でございます。001人件費1,456万7,000円、こちらにつきましては国保担当者2名分の人件費に係るものを計上させていただいております。

それから、002一般管理事務費でございます、197万円でございます。普通旅費といたしまして広域化に伴います会議等々へのもの、出張旅費ということで32万4,000円を計上させていただいております。

それから、その次、消耗品費につきましては11万5,000円でございます。印刷製本費でございます。55万4,000円、こちらにつきましては、保険者の島根県への一元化に伴いまして、これまで使用しておりました帳票類等々について修正の必要がございますので、そういった帳票関係の印刷代ということで計上させていただいたものが主なものでございます。

それから、通信運搬費につきましては、そういった保険書類等々の送料にかかわる部分とシステム上NTTの回線を使用しておりますので、そういった回線の通信料ということで53万3,000円でございます。

業務運営関係委託料17万4,000円でございますけれども、これにつきましては、12月議会のときに補正をさせていただきました医療費控除にかかわる部分の、医療費控除に係る通知書の作成等々に係る委託料、国保連合会への委託料でございます。

それから、システム保守委託料ということで27万円、こちらにつきましては、給付につきましては引き続き町のほうで実施をしていくということで、そういった部分での月報等々作成をし県のほうに報告していく必要がございますので、そういった月報作成システムのためのシステムの保守委託料27万円ということでございます。

それから、続きまして、国保連合会関係の負担金でございますけれども225万2,000円、

業務運営の関係ということで、主に共同で電算処理を行いますものが110万円、それから国保連合会の町の会員としての負担金部分と、今後連合会のほうでレセプト点検等々について実施をしていくと、委託をするということになりますので115万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、下のところの賦課徴収費といったところで25万3,000円、主には徴収に関する旅費の部分と督促料あるいは賦課の算定通知等々の郵券料を12ページのほうの上段のほうに25万1,000円載せさせていただいております。

それから、その次の運営協議会、先ほど条例改正のほうで説明をさせていただきました国保の運営に関する協議会、こちらのほうの開催に必要な委員の報酬、それから費用弁償について合わせまして28万5,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費についてでございます。まず一般被保険者療養給付費といたしましては4億3,852万3,000円計上させていただいております。一般被保険者の療養給付費ということですが、こちらにつきましては、29年度の給付状況等々から対象となる人数と1人当たりの月平均の療養給付費の額、それに対しまして年間あるいは年度間の伸び率を掛けまして、それに対して保険の給付率、それを1年間分で推計をしたものを計上させていただいております。

この計算方法は、療養給付費以下の退職、それから一般の療養費、退職の療養費、それから12ページのところまで全て積算方法は同様のものがございますので、そういった積算を用いまして本年度の療養費の予算を計上させていただいているものでございます。

続きまして、13ページのほうお開きをいただきたいと思います。上段の審査支払手数料でございます。こちらにつきましては、ただいまの療養費につきまして国保連合会のほうで一括して審査をしていただきますので、そちらの部分に必要なものといたしましての部分が主なもので170万1,000円を見込んでおります。

それから、続きまして、保険給付費、高額療養費でございます。こちらにつきましてもそれぞれ一般退職等々の区分ごとに計上させていただいております。一般被保険者高額療養費につきましては6,539万9,000円、こちらの積算につきましても先ほど12ページのほうで御説明を申し上げました療養給付費等の推計方法と同様でございます。対象者の人数に対しまして1カ月当たりの平均の療養費、それに伸び率を掛けて1年間分を推計したものをそれぞれ載せさせていただいております。

それから、下の段の移送費につきましては、科目の計上ということでございます。

それから、14ページに移っていきまして、2番目の保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金についてでございます。一応平成30年度については4名分の出産育児一時金を見込んでお

りまして42万円の4件分ということで168万円を計上させていただいております。

それから、その次の葬祭費につきましては、先ほど条例改正のところの説明させていただきました。平成30年度から3万円にさせていただきたいということで、3万円の15件分を見込み、45万円ということでございます。

それから、3款国民保険事業費納付金医療給付分ということで、こちらが平成30年度から新規に出てまいったものでございます。町で徴収いたします保険税につきまして、県のほうに納付金という形で支払いをしていくというものでございます。その部分を14ページの一般被保険者医療費給付分の1億2,807万6,000円に始まりまして、続きまして15ページのほうにいきまして、退職被保険者等の医療費給付分46万6,000円、こちらを納付してまいります。こちらの金額につきましては、あらかじめ県の試算のデータがございますので、その県データに基づいて今回計上をさせていただいております。

それから、続きまして、15ページ中段のほうの後期高齢者支援金等分につきましても、こちらにつきましても県の積算したデータを活用いたしまして、一般被保険者の後期高齢者支援金等分としまして3,019万1,000円、退職被保険者の後期高齢者支援金等分といたしまして18万3,000円を計上させていただいております。

それから、15ページ一番下の介護納付金のところでございます。こちらにつきましても同様のデータを活用いたしまして1,234万7,000円、こちらについては一般と退職分を合算した金額を計上させていただいております。

それから、16ページにいただきまして、平成29年度まで実施をしておりました共同事業につきましては、島根県への一元化のため平成30年度からは事業がないということで、高額医療費共同事業医療費拠出金から3つにつきましては廃目ということでございますけれども、その他の共同事業ということで3,000円、こちらにつきましては、退職者医療の該当になる方の対象者のリストというものを定期的に広報していただきまして、そういった部分での事務費ということで3,000円が必要ということで、この部分のみが残ってまいります。

それから、保健事業費、保健事業費の保健衛生普及費でございます。008医療費通知事業費ということで通信運搬費26万6,000円でございます。こちらにつきましては、被保険者の方が受診されておる医療費部分につきまして、年間ではまとめて医療費控除に活用される部分を送らせていただくわけなんですけれども、3カ月に1回ごとの割合で受診された医療費の動向、医療機関の部分とか確認をしていただくために、通知のほうを送らせていただいております。その部分に必要なものとして26万6,000円。

それから、そういった作成に当たっての国保連合会に処理をしてもらいますので、必要な委託料ということで14万5,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、17ページのほうに移っていただきまして、特定健康診査等事業費についてでございます。こちらにつきましては、国保加入者の方々へ実施をしていく健診費用に係る必要経費を載せさせていただいております。臨時雇用賃金につきましては、健診補助者、健診時の補助者の賃金と、それから健診結果等々データ入力する作業が必要となってまいりますので、その部分の31万7,000円、それから医療機関会議等々の開催がありますので、これの費用ということで4万円、あわせまして費用弁償ということで4,000円。

それから、あとは消耗品ということで6万2,000円と通信運搬費16万7,000円につきましては、そういった健康診査関係の案内でありますとか結果のお返しに必要な郵券料ということになっております。

それから、その下の手数料ということで25万9,000円、こちらにつきましては特定健診実施に係る受診券とかそういった部分の作成、こちらのほうを国保連合会に委託しておりますので、それに必要な手数料でございます。

それから、業務運営関係委託料といたしまして595万2,000円、こちらについては被保険者の方の集団検診でありますとか医療機関ごとをお願いをします個別の検診、それから人間ドック、脳ドック、こちらを実施する際に必要な委託料ということで計上させていただいております。

がん検診負担金につきましては、国保受診者の方のがん検診等の負担金一部国保のほうで助成をしておりますので、その部分、助成に必要な金額ということで35万4,000円を計上させていただいているところでございます。基金積み立てにつきましては、利子分を積み立てるということでございます。

それから、償還金及び還付加算金ということで、一般被保険者保険税還付金ということで50万円ほど計上させていただいております。修正申告等々によりまして、税情報等々が修正になった場合、過年度分をさかのぼってお返しをしなければならないというような事態が発生したことに備えるものでございます。

それから、18ページのほうにさせていただきます。諸支出金でございます。同じく退職部分とかございますが、一応こちらについては1,000円それぞれ科目を計上させていただいております。そういったところから、後ほど説明いたします歳入歳出との余剰部分につきましては予備費に552万4,000円ほど計上させていただいております。

それで、続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページ、予算書の6ページをお開きをいただきたいと思っております。――失礼いたしました、5ページでございました、申しわけございません。5ページをお開きいただきたいと思っております。

一般被保険者の国民健康保険税でございます。医療費分といたしまして8,070万2,000円、

以下滞納者分、それから介護分として955万8,000円という形で、6ページそれぞれの一般と退職ごとに金額のほうを計上させていただいております。こちらにつきましては、現在県のほうから保険税に係る納付金の部分、これだけの金額を平成30年度については納めてもらいたいという情報がまいておりますので、それをベースにいたしまして予算化のほうを行っておるところでございます。

そのところで、続きまして6ページの後期高齢者支援金分のところまで同じデータを活用いたしまして、予算額のほうを計上させていただいているところでございます。

それから、使用料及び手数料につきましては督促手数料を7万1,000円計上させていただいております。国庫支出金、国庫負担金についてでございますけれども、国保の財政運営につきましては、全て島根県のほうで30年度から行うということになりましたので、こちらの部分については現年度分等々については必要がないということで廃止をさせていただいております。6ページ一番下の国庫補助金、調整交付金についても同様でございます。

それから、療養給付費等交付金でございます。こちらについても県のほうで今後は対応してまいりますので、費目のみの計上ということで、過年度分等々があった場合、そうなるための費目のみの計上ということになっております。

それから、反対に県支出金、県負担金補助金でございます。こちらのほうが増加をしております。保険給付費等交付金、全員協議会のほうで御説明申し上げましたとおり、給付に必要な財源につきましては、島根県のほうから全て交付金という形で入ってまいります。そういったところでこちらのほうにつきましても、一応30年度の見込みということで県のほうから示されましたデータをもとに普通交付金ということで、一般分が5億752万3,000円、退職分ということで688万円の交付ということで歳入予算を組まさせていただいております。

それが普通交付金分でございます、特別交付金というものがございまして、今回の制度改正から保険者努力に対する支援分という形の項目が出てまいりました。176万9,000円ということで、こちらにつきましては、医療費の適正化に向けた取り組みについて、国等が示します指標等を活用することにより算定を行うものでございます。例えで言いますと、特定健診の受診率であったり、あるいはそういった部分への健康指導の取り組みであったりというような部分あるいは疾病予防の取り組み、ジェネリック医薬品の普及、それから収納率の向上に向けた対策というようなところを、ある一定の指標を用いて、そういった保険者の努力に対して支援分という形で交付がされてくるというものが今回新設をされてくるということでございます。

それから、県繰入金（2号分）ということで1,189万8,000円でございます。こちらにつきましては、保険税につきましては、30年度から島根県のほうに納めるというような形で、ただ、これまで国保の市町村で運営しました保険料についてはばらつきがございます。一元化を

図ることによって、まだあれですけれども、今後上がってくる市町村、下がってくる市町村あると思いますが、その部分に向けた激変を緩和していくための財源措置ということで交付されるものでございます。この部分につきまして、吉賀町といたしまして1,189万8,000円が充てられるというものでございます。

それから、特定健診費等の負担金につきましては、先ほど歳出のほうで申しました健康診査の係る部分の負担金ということで220万7,000円を計上させていただいております。共同事業関係につきましては、廃止ということでございます。

それから、県支出金のほうの県の財政調整交付金、こちらのほうも必要がなくなりますので廃目ということになってまいります。

それから、8ページに移っていただきまして、財産収入、こちらの分については基金利子の受け入れ1万5,000円を計上させていただいております。

それから、8款繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございます。制度はかなり30年度から大幅に変わってまいりますけれども、保険基盤安定の繰入金、こちらにつきましては引き続き残しまして保険料軽減分、2割、5割、7割軽減を行っていく部分、低所得者への加入割合が高い方への保険料軽減することによって、負担が発生してくる部分を公費で補填をするということでございます。県からの4分の3の負担を含めましたものを一般会計から繰り入れるものでございます。こちらの金額が3,777万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、職員給与と費等繰入金、こちらにつきましては職員の人件費部分と事務費にかかわる部分、一般事務費にかかわる部分を繰り入れをさせていただいているところでございます。

それから、出産育児一時金、こちらにつきましては4名分の出産育児一時金を歳出のほうで見込んでおりますので、そのうちの3分の2のほうを一般会計から繰り入れるという規定になっておりますので112万円でございます。

財政安定化支援事業繰入金、こちらにつきましては、保険者——保険者は今度島根県のほうになってくるんですけども、それぞれの自治体の要は責めに、責任に帰すことができない特別な事情があった場合、例えば応能分の負担、そちらの部分が不足をしているとか、病院の病床数が多いとか、年齢構成等々の市町村の責任になかなか帰すことができないというような特別な事情に対して、一定程度の財政安定化支援ということで繰り入れがなされる部分でございまして、30年度につきましては1,019万9,000円を見込んでおるところでございます。

その他部分として111万8,000円、福祉医療助成費ということで波及増カット分、いわゆる県の実施しております福祉医療制度、こちらを活用することによって、医療費の給付額に影響が出てくる部分、一定額部分の影響分を抑制するために、県からの交付金という形でまいるものでございます。これをまた一般会計のほうから繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、8ページ、下の基金繰入金ということで、ただいま申し上げました歳入金額のところと歳出金額のところ、財源的な不足が出る部分を今回500万円、国保基金からの繰り入れをさせていただくと、500万円の繰り入れをさせていただく内容となっております。

9ページのところに移っていただきまして、繰越金、それから諸収入の延滞金、加算金及び過料については、科目を計上させていただいております。

それから、諸収入、雑入のところでは、一般被保険者の第三者納付金ということで10万円を計上させていただいているところでございます。

そういった内容で平成30年度の国保会計予算のほうを編成させていただきましたので、御審議のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、ここで10分間休憩し、その後、質疑に移ります。

休憩します。

午前11時32分休憩

.....

午前11時43分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

30年度の国民健康保険事業特別会計予算を議題としております。説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 収入のほうの7ページなんですけど、ちょっと素人のようなことを聞くんですけど、県の支出金で保険給付費等交付金というのがありまして5億1,440万3,000円とありますが、この給付金というのは県から入ってきたものを町が医療機関に払うというお金かなと私の解釈で思うわけですが、こういう作業を、これは町のほうが行うわけなんです。県のほうで全部移管したということは、県のほうでそういう事務をするんじゃないかなと私理解しておったんですが、そうすると県のほうでどういう事務になるかようわからんですが、ちょっとその辺のシステムわからんですが、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

2月28日の全協資料はお持ちでございましょうか。（発言する者あり）全協資料の中に、平成30年度4月以降に、この一元化に伴いまして県が果たすべき役割と町が果たすべき役割という表のほう、全協資料の45ページのほうにつけてございます。

45ページの下のほうなんですけれども、県が行う主な役割といたしましては、保険財政運営の責任主体が県のほうに移ってくるということでございます。全ての市町村から保険税、保険料

を納付金という形で集めまして、あとそれぞれの市町村で必要な保険給付費に係る国の負担金、補助金、それから県の補助金等々、こういったこれまで町のほうで行っておった事務は県のほうに移管をするということになります。

そういった部分が町のほうから離れまして、町におきましては、住民と密接な関係のある業務、保険料の賦課でありますとか、徴収でありますとか、保険に係る資格の管理、保険証の交付でありますとか加入、脱退ですね。

それと、あとは具体的に医療機関にかかった分の医療費については、町が支払いをするという形になります。その町が支払ったもので必要な部分を県から全額交付を受けて対応していくというような形に30年度から切りかわりますので、全てが県のほうに移るというものではございません。詳細につきましては、全協資料の45ページをごらんをいただきたいというふうに思います。

○議員（5番 中田 元君） はい、わかりました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留して、次にいきます。

日程第16、議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてであります。

平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,080万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料4,716万4,000円、款2使用料及び手数料、項1手数料1万1,000円、款4繰入金、項1一般会計繰入金1億8,219万円、款5繰越金、項1繰越金1,000円、款6諸収入、項1延滞金加算金及び過料3,000円、項2償還金及び還付加算金19万9,000円、

項5雑入123万3,000円。歳入合計が2億3,080万1,000円でございます。

2ページの歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費774万6,000円、項2徴収費9万4,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億2,274万6,000円、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金20万円、款4予備費、項1予備費1万5,000円、歳出合計が2億3,080万1,000円でございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第35号の詳細説明をさせていただきます。

予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算でございます。一般管理費のほうで必要な職員の人件費等計上させていただいております。003健康診査事業費ということで、業務運営関係委託料ということで110万6,000円、こちらにつきましては、後期高齢者の被保険者の方の健診の委託料ということで120人分を計上させていただいているところでございます。

それから、8ページのほうに移っていただきまして、一番上のところでございます。後期高齢者医療広域連合納付金ということで、先ほどの国保のほうでも出てまいりましたけれども、これにつきましては町のほうで被保険者の方から集めさせていただきます保険料につきまして、こちらのほうを一括して後期広域連合のほうに納付をするものでございます。こちらの納付金が平成30年度、一応広域連合から示されたデータに基づきまして、2億2,274万6,000円を計上させていただいているところでございます。

それで、続きまして、諸支出金のところで過誤納還付金19万9,000円計上させていただいております。こちら先ほどの国保と同様に、過年度分で税情報等々の修正があった場合、歳出において還付する必要が生じてまいりますので、19万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきたいと思います。5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、後期高齢者医療保険料ということで特別徴収分ということで、こちらにつきましては広域連合の試算を参考に積算をさせていただいております。現年度分ということの特別徴収分4,065万9,000円、それから普通徴収分ということで649万9,000円、滞納分ということで6,000円を上げさせていただいております。

この部分と、それからその5ページの下のほうにあります繰入金の一般会計繰入金でございます。後期高齢者への広域連合への必要な納付金につきましては、保険料だけでは対応できません

ので、さまざまな一般会計からの繰入金で対応しているというところでございます。

事務費につきましては、必要な部分を109万5,000円計上させていただいております。基盤安定繰入金ということで、こちら国保のほうにもございましたけれども、後期高齢者医療制度のほうにも一般会計からの基盤安定のための繰入金を行っているところでございます。そちらが3,708万5,000円でございます。職員給与費の551万6,000円と、それから共通経費負担金、事務費繰出金ということで858万3,000円ございますけれども、こちらにつきましては、島根県の後期高齢者医療広域連合の運営経費のそれぞれの市町村ごとに事務費部分の負担金を拠出するというようになっておりまして、吉賀町の割り当て分ということでございます。

それから、療養給付費の負担金ということで、こちらにつきましても町の持ち出し分ということがございますので、こちらにつきましては、平成28年度実績を参考にしながら広域連合が算定をいたしました数値を用いまして1億2,991万1,000円を繰り入れさせていただきまして、保険料と合わせたものを広域連合のほうに納付をさせていただくような形となっております。

以上が詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩にします。休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開始します。

.....

日程第17. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算でございます。

平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,540万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用、平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算、歳入です。款1保険料、項1介護保険料1億7,694万2,000円、款2使用料及び手数料、項1手数料1万1,000円、款3国庫支出金、項1国庫負担金1億6,072万8,000円、項2国庫補助金1億2,076万8,000円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金2億6,646万7,000円、款5県支出金、項1県負担金1億4,445万6,000円、項3県補助金947万2,000円、款6財産収入、項1財産運用収入4万8,000円、款7繰入金、項1他会計繰入金1億9,276万9,000円、項2基金繰入金1,000円、款8繰越金、項1繰越金1,000円、款9諸収入、項1延滞金及び過料2,000円、項2雑入373万5,000円、歳入合計は10億7,540万円でございます。

2ページ、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費4,753万6,000円、項2徴収費3万5,000円、項3介護認定審査会費1,200万4,000円、項4趣旨普及費78万1,000円、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費8億3,654万3,000円、項2介護予防サービス等諸費2,441万円、項3その他諸費78万5,000円、項4高額介護サービス等費2,489万9,000円、項7特定入所者介護サービス等費5,009万2,000円、項10高額医療合算介護サービス等費230万2,000円、款4基金積立金、項1基金積立金4万8,000円、款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費3,228万2,000円、項2一般介護予防事業費1,640万4,000円、項3包括的支援事業・任意事業費2,470万円、項5その他諸費17万4,000円、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金10万2,000円、款7予備費、項1予備費230万3,000円、歳出合計が10億7,540万円でございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第36号の平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

予算書の9ページをお開きください。総務費、総務管理費、一般管理費でございます。特徴的なところを申し述べさせていただきます。

まず、委託料でございます。2,010万1,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、業務運営関係委託料ということで、地域包括支援センターの運営、こちらの委託料のほうを1,551万3,000円計上させていただいております。

それから、電算システム、介護保険の電算システムでございますけれども、そういった電算システムの業務に係るシステム更新でありますとか、運用支援に係る部分の委託料ということで397万2,000円を計上しております。合わせまして、機器の保守委託料ということで61万6,000円というような内容となっております。

それから、負担金、補助及び交付金1,389万4,000円でございますけれども、こちらについて大きいものとしたしましては、電算システム開発負担金1,260万3,000円の共同開発部分の負担金でございます。現在のシステムが導入から5年を経過しているというようなところがありまして、こちらの更新が予定をされておる部分と、来る新元号等々への対応ということで、システム改修が必要となってまいりますので、その部分について1,260万3,000円を計上させていただいております。

10ページのほうに移っていただきたいと思っております。真ん中中段の介護認定審査会費、認定調査費でございます。こちらにつきましては、主なものとしたしましては、報酬部分については、認定調査員、嘱託職員の報酬部分を178万5,000円計上させていただいております。それから、委託料としたしまして441万9,000円、こちらにつきましては、認定の際に必要な主治医の意見書の作成料でありますとか、外部の施設等々に認定調査を委託する際に必要な委託料ということで441万9,000円でございます。それから認定に必要な審査につきましては、益田広域連合のほうで審査をしておりますので、そちらの審査会の運営費の負担金ということで、574万9,000円を計上させていただいております。

それから、その下の趣旨普及費の印刷製本費68万1,000円でございますけれども、このたび制度改正、平成30年度からの制度改正が行われるということで68万1,000円、啓発用のパンフレット等の印刷を予定をしております。

続きまして、11ページのほうに移っていただきたいと思っております。保険給付費、介護サービス費、居宅介護サービス費についてでございます。こちらにつきましては、1億5,272万4,000円を居宅介護サービス費ということで、こちらについては、7期計画の30年度計画値を用いて予算計上をさせていただいております。同様でございます地域密着型サービス給付費、それから施設サービス給付費、それぞれ項目ごとに計上させていただいておりますけれども、全て7期計画の30年度計画値をこちらのほうに載せさせていただいております。

12ページに移っていただきまして、居宅の福祉用具購入でありますとか、住宅改修、それからケアプラン作成料であります居宅介護サービス計画費、こちらにつきましても、計画値をもとにした予算額となっております。

介護予防サービス費、要支援者への対応分につきましても、12ページから13ページ、それから14ページの上段のところまで、それぞれ項目別に介護予防サービス費を計上させていただいております。こちらにつきましても、7期計画の計画値で計上させていただいております。

14ページの中段の審査支払手数料、こちらにつきましては、給付費審査の際の国保連への手数料でございます。14ページの下段の高額介護サービス費、こちらにつきましても2,489万5,000円ということで、これも7期計画の計画値に基づく金額を予算化をしております。

15ページに移っていただきまして、保険給付費の特定入所者介護サービス費ということで、特定施設に入所されておられる方に必要なサービス費でございますけれども、4,993万円、こちらにつきましても計画値からの予算となっております。

16ページに移っていただきまして、同様に、計画値から高額医療合算介護サービス費を載せさせていただいております。基金積立金といたしましては、利子分を積み立てさせていただくということでございます。

それから続きまして16ページの下、地域支援事業、介護予防・生活支援サービス事業費ということで、こちらにつきましては、2,908万円ということで、訪問型、通所型等々載せさせていただいております。こちらについては、認定申請を受けずに簡易なチェックリストを活用してサービスが利用できるということで、平成27年度から導入をしておる部分でございます。その認定を受けずに、簡易なチェックリストで提供するサービス費、これも計画値に基づいて計上をさせていただいているものでございます。

17ページの上段は、その場合に必要なケアマネジメント、ケアプラン等々の作成についての委託料ということでございます。

それから、17ページの中段、地域支援事業の一般介護予防事業費でございます。介護予防普及啓発事業ということで、こちらにつきましては、各種介護予防教室等々に必要な運転手の賃金でありますとか、大きいものとしたしましては、介護予防ほぼ全般にわたりまして、地域包括支援センターのほうに委託をしておりますので、そちらの委託料740万8,000円が主なものでございます。

それから水中運動事業費、こちらにつきましては、委託料ということで292万1,000円、こちらにつきましては、むいかいち温泉ゆ・ら・らのほうにお願いをしております。それから地域住民グループ支援事業、これは各地区のふれあいサロン、これについて開催し

ていただくための社協への委託料200万9,000円でございます。

それから18ページをお開きいただきたいと思います。地域リハビリテーション活動支援事業費ということで、今年度212万2,000円、計上させていただいております。やはり介護予防、重点的に行っていかなければならないということで、これまで教室型という形で展開をしておりましたけれども、参加者の固定化というところの課題も出てまいりましたので、これからは広く地域に積極的に出向いて行って、こういった介護予防の事業を展開していかなければならないというところから、吉賀町、とりわけ六日市病院の強みでありますリハビリの専門職のスタッフは非常に充実をしておるというところがございますので、リハの専門職に積極的に地域のほうに出向いていただいて、さまざまな介護予防のための機能訓練等々を取り組んでいただくために、この予算を計上させていただいているところでございます。

それから、地域支援事業、包括的支援事業・任意事業でございますけれども、それぞれ委託料といたしまして、総合相談で210万円、権利擁護事業費150万円、包括的・継続的ケアマネジメント事業で180万円、こちらにつきましては、地域包括支援センター事業に法的に義務づけられた部分でございますので、3事業でございますので、それぞれ委託料として計上させていただいているところでございます。

それから19ページのほうで、同じく包括的支援事業の任意事業でございます。こちらについて主なものといたしましては、委託料ということで693万6,000円、主なものといたしましては、社協にお願いをいたします食の自立支援事業費655万6,000円、いわゆる配食サービスの事業費でございます。それと、負担金補助及び交付金ということで211万7,000円、こちらにつきましては、認知症対応型共同生活介護支援、いわゆるグループホーム入所者の方への費用の助成ということで211万7,000円を計上しておるところでございます。

それから、生活支援体制整備事業ということで、公的なもの以外にさまざまな生活支援のサービス等々を整えていかなければならないというところから、その部分に係る委託料ということで、717万9,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、平成30年度から新たに出てまいります部分といたしまして、在宅医療・介護連携推進事業というものを全市町村で取り組まなければならないというところから、その関係で37万円を計上させていただいております。こちらにつきましても、地域包括支援センターのほうに委託を行いまして、主には医療、とりわけ入院から在宅に移行する際の情報の伝達等々がスムーズにいくようなツールの開発でありますとか、町内の専門職による他種職の連携が図られるような研修会等々を計画しておるところでございます。

それから、認知症総合支援事業、こちらにつきましても、平成29年度から準備を進めてまいりましたけれども、今年度から認知症初期集中支援チームを立ち上げを行いまして、委託料とい

うことで254万9,000円を上げさせていただいております。これによりまして、初期の段階で認知症の支援の必要な方への集中的な支援を行いまして、重度化の防止、自立の促進に向けた取り組みを強化していく計画となっています。その関係で254万9,000円を計上させていただいております。

それから20ページに移っていただきまして、地域支援事業の関係に必要な審査支払手数料を国保連へ支払うものでございます。

それから、諸支出金は飛ばさせていただきまして、最後21ページのところで予備費といたしましては、後ほど説明させていただきまします歳入部分と歳出部分を差し引いた余剰財源部分230万3,000円を計上させていただいております。

以上が歳出のところでございます。続きまして予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。歳入についてでございます。

まず、介護保険料の第1号被保険者の介護保険料につきましては、こちらにつきましても、第7期の計画値等々から1億7,673万4,000円を計上させていただいております。

それから、続きまして中段の国庫支出金、国庫負担金、介護給付費の国庫負担金、これにつきましては、給付費等々に対しまして国が負担をする法定割合が20%なり15%なり決まっておりますので、その数値を用いて算出したもので、1億6,072万8,000円を計上しております。その次の国庫支出金、こちら国庫補助金のほうですけれども、調整交付金でありますとか、地域支援事業交付金等々につきましては、こちら法定割合がございますので、対象となる予算にそちらの法定負担割合を掛けたものを、それぞれ計上させていただいております。

なお、5ページの一番下の介護保険事業費補助金につきましては、システム改修分等々で国庫補助の対象となる部分が40万でございますので、そちらのほうを計上させていただいております。

それから6ページのほうに移っていただきまして、支払基金交付金でございます。介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金ということで、こちらのほうといたしましては、40歳から64歳までの方の社会保険料に含まれる第2号被保険者分、こちらのほうをプールされたものが支払基金のほうから必要な部分、27%分ということで当町に交付されるものでございます。そちらの金額のほうを載せさせていただいております。

それから、中段の県支出金、こちら県負担金と県補助金がございますけれども、先ほど申しました対象となります予算に対して、県の法定負担割合をそれぞれ乗じたものを、こちらのほうに計上させていただいております。利子につきましては、基金分の利子の4万8,000円でございます。

それから7ページに移っていただきまして、繰入金でございます。一般会計からの繰入金ということで、まず介護給付費、地域支援事業費等々に係る部分、こちらにつきましては、国県同様、町にも法定で定められた負担割合がございますので、対象経費にその負担率を乗じたものを一般会計から繰り入れをさせていただくものでございます。

それから、職員給与費、事務費繰入金、その他繰入金につきましては、全額を一般会計のほうから繰り入れをさせていただくものでございます。

一番下の低所得者保険料軽減負担金、こちらにつきましては、消費税増税分で国のほうから交付されますので、一般会計で受けたものを繰出金という形で介護保険会計に繰り入れるものでございます。こちらが177万9,000円ということになっております。

それで7ページの一番下、一応、今年度予算につきましては、介護給付費準備基金繰入金、こちらのほうの取り崩しをする予算とはなっておりません。

それからあとは8ページのほうに移っていただきまして、主なものとしたしましては、一番下の雑入で373万2,000円、こちらにつきましては、ゆ・ら・らの水中運動の利用者の方の、参加者の方の負担金でありますとか、配食サービス等々における利用料等のほうを受け入れるということで373万2,000円を計上させていただいておるところでございます。

以上、主だったところのみの詳細説明ということにかえさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 14ページの高額介護サービス費ということでお尋ねしますが、これは要介護の認定を受けたものが、いわゆる社協やら何かに絡んで、来ていただくときにかかった費用のことで、個人負担以外の負担金のことを言うとするんですかね。

それで、ひょっとして、僕、今から質問することは、前の後期高齢者医療で聞かにゃあいけんかったかもしれませんけど、要は、高齢者の人が病院にかかったときに1割負担とか3割負担とかありますけども、その残った分ちゅうんですか、1割負担なら残り9割が、極端なことを言えば、この保険料か介護保険かどっちか出るんじゃないと思うんですが、その額というのがこの額になるのかなと理解しとるんですが、それでいいんでしょうかね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

14ページの高額介護サービス費についてということで、その内容ということで説明をさせていただきますと、医療にしても介護保険にしても、利用した場合は、介護の場合ですと大体1割、10%負担をしていただきます。それが原則になるわけなんですけれども、例えば1万円ですと

1,000円を払われるわけですがけれども、例えば100万円かかった——そういうことはあり得ないんですけども、100万円かかった場合には10万円を負担をしなければならないということで、その月の負担が大変高額になってくるということでございます。

そういった高額になる自己負担部分、医療にもあるんですけども、所得段階等に応じて基準額が設けられておまして、一月当たりの負担額が、その基準額を超えた部分が高額な医療費、こちらで言うと、高額な介護サービス費、利用者の方がヘルパーさんとか施設入所とかされて1カ月の負担分が基準額を超えたものが、こちらの予算からそれぞれお返しをさせていただくというそういったものでございますので、医療費と言う高額医療費と同じようなものでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そしたら、以前、私が一般質問で質問したことがありますけど、例えば、80歳以上の人が、医療費なり、この介護費が無料になるようなシステムにはならんかということ、無償化にならんかということ、を質問したことがありますけども、もしその80歳以上の人が、この高額もひっくるめて無償になるとしたら、どれだけの費用がかかるかということは計算しておられますか。もし計算しなくても、仮にこれくらいだろうという試算があれば、教えていただきたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今御質問の試算については、今現在は行っておりませんので、後ほど担当のほうに伝えまして試算をさせていただき、後日、回答のほうをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 次の当会計の質疑のときまでに準備をされると言われますので、そのようにします。

ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第17、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第18. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算でございます。

平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,051万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表でございます。歳入歳出予算、歳入、款1発電事業収入、項1売電収入6,050万5,000円、款2財産収入、項1財産運用収入1万1,000円、款4繰越金、項1繰越金1,000円、款5諸収入、項1雑入1,000円、歳入合計が6,051万8,000円でございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費4,473万7,000円、款2諸支出金、項1諸支出金1,528万1,000円、款7予備費、項1予備費50万円、歳出合計が6,051万8,000円でございます。

3ページ以降の事項別明細書等につきましては、所管をいたします柿木地域振興室長のほうから詳細説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。大庭柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 失礼いたします。それでは、私のほうから議案第37号の詳細説明を行います。

小水力発電事業につきましては、先般の全員協議会でも申し上げましたように、平成30年度において、放水路に係る修繕工事を実施することといたします。当初においては、これに係る設計業務に係る経費を計上いたします。

また、平成30年度より、島根県より流水占用料の徴収が開始されますので、係る予算を計上しております。

したがって、これらを除く当初予算の内容につきましては、平成29年度と同様なものとして、放水路の修繕工事に係る事業費及びその財源に関連する予算については、設計業務完了後、補正で対応することといたします。

それでは、歳出のほうから先に説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。まず、総務費の施設管理費の一般管理費ですが、002、001、それぞれ火災保険料及び職員人件費であります。002の一般事務管理費としましては、嘱託職員1名にかかる報酬、費用弁償と非常時等のための臨時雇用賃金等々で1,041万9,000円計上してあります。

このうちの使用料につきましては、先ほど申し上げましたように、これまで減免扱いとなっていました河川法に基づく流水占用料について、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度が始ま

ったことで、今後、新規事業者がふえてくると、そういったことが想定されるということで、島根県より条例に基づく徴収を平成30年度から開始するというところにかかるとの予算57万円を新たに計上しております。

また、消費税に係る公課費につきましては、再稼働以来、まだ課税されたことがありませんが、課税初年度につきましては、その年分と翌年度の予定納税分が必要となりますので、1.5年分を試算し、計上しております。

次に、目財産管理費ですが、003の維持管理費につきましては、1,014万1,000円を計上しております。このうちの設計委託料につきましては、先ほど申し上げましたように、平成28、29年度で実施しました放水路健全度調査の結果報告書に基づく修繕工事を実施することとして、当初においては設計委託料として962万3,000円を計上しております。

004基金積立金としましては、将来の設備等の更新などに備え、利子分も含めまして、当初においては1,884万8,000円の積み立てを計上しております。

諸支出金の補償費ですが、こちらは、高津川漁業に支払います稚鮎の補償費として、128万1,000円計上しております。

次に、繰出金の一般会計繰出金1,400万円につきましては、将来の子育て支援策に係る財源確保の目的で繰り出しをいたします。

予備費につきましては、今年度は放水路の修繕工事を予定していることから、50万円を計上をいたします。

続いて、5ページの歳入をお開きください。発電事業収入の売電収入についてですが、現在、順調な発電を続けております。年間発電量を1時間当たり発電量198キロワットに24時間を乗じまして、当初におきましてはフル稼働の365日で試算いたしまして6,050万5,000円を売電収入として計上しております。

財産収入としましては、基金利子分1万1,000円を見込んでおります。

繰越金及び諸収入の雑入につきましては、それぞれ当初の段階では1,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 売電収入が、今365日フル稼働で6,050万5,000円と計算しとると言われましたが、29年度の補正予算では、これに121万9,000円ですか、補正することに今議会で提案されておりますが、この補正した6,433万3,000円となると思いますが、それとの相違を、どうしてこうなるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 少し説明不足のところもあったかと思います。

先ほどから申し上げましたように、平成30年度においては、放水路の修繕工事等も実施する予定ですが、まだ今の段階では事業費も全然わかりませんので、そういったところは、財源も歳入部分を含めて補正のほうで対応することとしております。

発電量につきましては、1時間当たり198キロワットに24時間を乗じ、その365日分で、発電効率を当初の段階では95%と見込みまして出した売電収入が6,050万5,000円ということで、当初の段階では95%の発電効率ということで試算をしております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 6ページの公課費、公課費の性質をちょっと伺います。内容を伺います。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 公課費につきましては、売電収入に係る消費税でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどの室長の回答は、私の質問に対しての回答にはなっていないと思いますが、それぐらいしかできないのかな。

それともう一つ。設計委託料というのが放水路の設計委託料ということで962万3,000円計上されておりますが、これも設計業務でしょう。工事費を含んでおるんじゃないわけでしょう。もし工事費を含んでやるんならそれなりにするべきであるし、設計業務、これだけこんなに太い金額は、あそこの設計業務としては非常に高額過ぎるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 大庭室長。

○柿木地域振興室長（大庭 克彦君） 設計委託料についてですが、業者のほうから見積り等を徴集して出てきたものを当初の段階では計上をさせていただいております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留して、次に行きます。

日程第19、議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算

を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算でございます。

平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億229万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算でございます。歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金1億3,063万2,000円、款2分担金及び負担金、項1負担金400万円、款3使用料及び手数料、項1使用料3,735万3,000円、2手数料1,000円、款5繰越金、項1繰越金1,000円、款6諸収入、項1延滞金加算金及び過料1,000円、2雑入2,000円、款7町債、項1町債3,030万円、歳入合計が2億229万円でございます。

2ページの歳出でございます。款1下水道事業費、項1施設管理費5,038万5,000円、款2公債費、項1公債費1億5,170万5,000円、款4予備費、項1予備費20万円、歳出合計が2億229万円でございます。

3ページの第5表地方債、起債の目的、1下水道事業債、限度額3,030万円でございます。起債の方法は、証書借り入れ、または証券発行、利率は年利3.0%以内。括弧の中、それから償還の方法については、お読み取りをいただきたいと思えます。

4ページ、事項別明細以降につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第38号の詳細説明をさせていただきます。

8ページの歳出をお開きいただきたいと思えます。中段あたりにございます002施設管理費総務費から説明をさせていただきたいと思えます。下に行っていただきまして、消耗品費でございます。112万5,000円でございます。これにつきましては、主に薬剤の購入に充てるものでございます。

それからその下を行っていただきまして、光熱水費でございます。840万1,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、処理場の電気料及び中継ポンプの電気料ということでございます。

その下、修繕料でございます。288万2,000円計上しております。これにつきましては、立河内でございます中継ポンプ、マンホールポンプの修繕料が75万9,000円、それからマンホールポンプの修繕料といたしまして、151万8,000円でございます。

それから下に行っていただきまして、業務運営関係委託料でございます。241万1,000円を計上しております。これにつきましては、汚泥処理費の委託料でございます。

その下でございます施設設備保守委託料でございます。1,194万3,000円を計上しているところでございます。これにつきましては、六日市浄化センターの維持管理料といたしまして1,030万5,000円、それからマンホールポンプの点検費といたしまして、点検料といたしまして、11カ所分、71万7,000円でございます。

一番下になります。補修工事費でございます。1,181万5,000円、これにつきましては、汚泥脱水機の整備費、これは3年をかけて整備をしておりますけれども、その最終年度に当たります853万2,000円、それからマンホールの高さ調整の工事といたしまして208万2,000円、路面補修費といたしまして120万円を予定をしておるところでございます。

それからページを進んでいただきまして9ページでございます。下水道事業費施設管理費でございます。失礼いたしました、施設管理費でございます。一番下、公課費でございます。これにつきましては、消費税分の確定申告中間納付額を合わせまして450万9,000円でございます。

それからページを戻っていただきたいと思っております。6ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございます。説明書欄のとおり、一般会計から繰り入れるものでございまして、1億3,063万2,000円でございます。

その下でございます。分担金及び負担金、下水道事業負担金でございます。現年度分といたしまして受益者負担分、20万円掛ける20戸でございます。これにつきましては、七日市処理区といいたしでしょうか、七日市エリアが加わりました。それに伴いまして、加入者もふえるというところで20戸を予定しているところでございます。

その下でございます。使用料及び手数料、使用料の下水道事業使用料でございます。現年度分といたしまして、推定調定額掛ける98%の収納率で計算をしているところでございます。それに加えまして、先ほども申しました20戸分の料金を加えまして、3,714万4,000円を計上しているところでございます。

以上、詳細説明にかえたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者からの提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ただいま使用料で調定分が掛ける98%ということをおっしゃりまし

たけど、なぜ100%の調定にならないのか。言えば、滞納があるというのはわかっという
ことで、そうされるのかわかりませんが。ということは、100%収納するというんですか、徴
収するという気概がないんじゃないかと勘ぐられてもおかしくはないと思うんですが、いかがで
しょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

実質、計算をいたしますと、推定とはいえ、大体年の平均としましては、98%の収納率を見
ているところでございます。こうした現状があります以上は、100%というところにつきまし
て計上をすることが、なかなか正確になっていないということにもなりますので98%の収納率
というふうにさせていただきました。

しかしながら、議員がおっしゃいますとおりに、使っていただいた料金につきましては、きち
んと払っていただくというのが筋でございます。それにつきましては、収納率が100%になる
ように、今後努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思
います。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） ただいまの質問について、関連でちょっとお答えさせていた
きます。

本年も債権共同徴収対策委員会の中で、新年度の徴収率について議論をしてきたところです。
議員おっしゃるとおり100%で予算化すべきところではありますが、どうしても、職員そのもの
もスキルアップ等を図りながら徴収業務をしているところですが、なかなか100%に至らない
という現実がありまして、債権共同徴収対策委員会では、各項目の徴収率を各課から聴取しまし
て、それを予算化するというので、徴収委員会の中で協議した率でございます。

今後、徴収率については、そういった部分が全てのところで出てくるというように思っており
ますので、その辺の御理解をいただきたいというように思っているところです。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） もう一度、再度聞きますが、先ほど小水力で聞いたんですが、公
課費で、ちょっと計算がこちらの計算と合わないんですけど、どの数字を基準にやられているの
か、そういう性質的なものをちょっと説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 公課費でございますけれども、確定申告分、それから中間納付
分というふうに説明させていただきました。確定申告分につきましては、計上している金額は
300万1,050円——細かく言います——という金額を載せさせていただいております。そ

れから、中間納付につきましては、その半額に当たります150万500円を計上しております。これにつきまして、いろいろ考え方がございますけれども、納付を考え得る最大のお金を一応計上させていただくというふうにさせていただいておまして、この金額になったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、日程第19、議案第38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第20、議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,479万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算でございます。歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金5,176万6,000円、款2分担金及び負担金、項1分担金40万円、款3使用料及び手数料、項1使用料962万5,000円、2手数料1,000円、款5繰越金、項1繰越金1,000円、款6諸収入、項1延滞金加算金及び過料1,000円、款7町債、項1町債300万円、歳入合計が6,479万4,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款1農業集落排水事業費、項1施設管理費2,295万5,000円、款2公債費、項1公債費4,173万9,000円、款4予備費、項1予備費10万円、歳出合計6,479万4,000円でございます。

3ページの第5表地方債でございます。起債の目的、1下水道事業債、限度額300万円、起債の方法、証書借り入れ、または証券発行でございます。利率は年利3.0%以内です。括弧の

中及び償還の方法については、お読み取りをいただきたいと思います。

4ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第39号の詳細説明をさせていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。農業集落排水事業施設管理費、目1の施設管理費でございます。下段をずっと下がっていただきまして、003処理場管渠管理費でございます。消耗品費といたしまして85万4,000円でございます。これにつきましては各種の薬剤費でございます。

それから光熱水費でございます。372万3,000円、これにつきましては、施設2カ所、柿木、初見新田等の施設と、それからマンホールポンプ等々の電気料でございます。

修繕料でございます。63万1,000円、これにつきましては、中継ポンプのマンホールポンプの修繕費でございます。

ページを進んでいただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。業務運営関係委託料でございます。34万6,000円、これにつきましては、汚泥抜き取り、そして収集運搬費でございます。これにつきましては初見新田分でございます。

その下でございます施設設備保守点検料でございます。824万8,000円でございます。これにつきましては、施設の維持管理料といたしまして、初見新田分が108万5,000円、柿木分といたしまして、639万4,000円でございます。合わせまして、柿木分につきましては汚泥の抜き取り料等々につきましては、この保守の委託料の中に含まれているものでございます。

それから、その下に行っていただきまして、改修工事費でございます。100万1,000円、これは舗装補修の工事費でございます。

それから、ページを戻っていただきまして歳入でございます。6ページをお開きいただきたいと思います。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございます。5,176万6,000円を繰り入れるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農業集落排水分担金でございます。現年分といたしまして、20万円の2戸分、40万円を計上しているところでございます。

それから、その下でございます。使用料及び手数料、使用料、農業集落排水使用料でございます。現年分といたしまして、推定の調定額に98%の収納率を掛けたものでございます。947万6,000円でございます。

以上、詳細説明にかえたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第20、議案第39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後2時04分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第21. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算でございます。

平成30年度吉賀町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億1,014万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成30年3月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表歳入歳出予算でございます。歳入、款1町税、項1町民税2億3,472万

6,000円、2固定資産税2億6,653万3,000円、3、軽自動車税2,216万9,000円、4町たばこ税3,700万円、5入湯税479万8,000円、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税1,748万6,000円、2自動車重量譲与税4,112万5,000円、款3利子割交付金、項1利子割交付金141万4,000円、款4配当割交付金、項1配当割交付金177万円、款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金201万2,000円、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1億1,656万5,000円、款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金1,009万1,000円、款8地方特例交付金、項1地方特例交付金137万5,000円、款9地方交付税、項1地方交付税30億4,731万8,000円、款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金82万8,000円、款11分担金及び負担金。

2ページに入ります。

項1分担金1,360万円、2負担金3,130万2,000円、款12使用料及び手数料、項1使用料8,535万1,000円、2手数料1,635万3,000円、款13国庫支出金、項1国庫負担金3億3,473万3,000円、2国庫補助金2億6,430万3,000円、3委託金219万4,000円、款14県支出金、項1県負担金1億9,388万6,000円、2県補助金1億8,427万円、3委託金2,606万5,000円、款15財産収入、項1財産運用収入1,563万4,000円、2財産売却収入278万2,000円、款16寄附金、項1寄附金315万1,000円、款17繰入金、項1特別会計繰入金1,400万円、2基金繰入金6億998万8,000円、款18繰越金、項1繰越金1,000円、款19諸収入、項1延滞金、加算金及び過料20万円、2町預金利子5,000円。

3ページでございます。

3貸付金元利収入1,382万8,000円、4受託事業収入236万5,000円、5雑入2,725万6,000円、款20町債、項1町債7億6,366万9,000円。これに伴います歳入合計64億1,014万6,000円でございます。

4ページでございます。

歳出、款1議会費、項1議会費7,278万8,000円、款2総務費、項1総務管理費8億6,941万4,000円、2徴税费5,083万8,000円、3戸籍住民基本台帳費1,822万7,000円、4選挙費572万5,000円、5統計調査費84万1,000円、6監査委員費188万2,000円、款3民生費、項1社会福祉費9億9,287万7,000円、2児童福祉費5億1,022万4,000円、3生活保護費8,359万7,000円、款4衛生費、項1保健衛生費3億8,358万6,000円、2清掃費2億2,112万4,000円、3水道事業費1億4,500万円、款5労働費、項1労働諸費384万2,000円、款6農林水産業費、

項1 農業費3億5,846万7,000円、2 林業費1億7,172万7,000円、3 水産業費345万8,000円、款7 商工費、項1 商工費1億5,639万7,000円、款8 土木費。

5ページに入ります。

項1 土木管理費2億3,387万7,000円、2 道路橋梁費3億9,425万円、3 河川費2,252万6,000円、4 都市計画費5万9,000円、5 住宅費1億5,666万7,000円、款9 消防費、項1 消防費2億6,880万2,000円、款10 教育費、項1 教育総務費2億3,830万6,000円、2 小学校費6,799万3,000円、3 中学校費7,069万1,000円、4 社会教育費1億1,975万3,000円、5 保健体育費1億2,646万7,000円、款12 公債費、項1 公債費6億5,474万1,000円、款14 予備費、項1 予備費600万円。これに伴います歳出合計、64億1,014万6,000円でございます。

6ページ、第4表の債務負担行為でございます。

事項子ども子育て支援事業計画策定で、期間は平成30年度から平成31年度まで。限度額は350万円でございます。

7ページ、第5表地方債、起債の目的、限度額を読み上げます。1 公共事業等債370万円、2 公営住宅建設事業債7,740万円、3 合併特例事業債7,200万円、4 過疎対策事業債4億3,950万円、5 緊急防災・減災事業債2,430万円。6 臨時財政対策債1億4,676万9,000円でございます。

起債の方法、いずれも証書借入れ、または証券発行でございます。利率は年利3.0%以内ということで、括弧の中、それから償還の方法につきましては読み取りをいただきたいと思えます。

8ページの事項別明細以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第40号の説明をさせていただきます。用いますのは、お手元に配付しております予算書、それから資料、これを用いて説明をまいりますので、この2つを見ていただければというふうに思います。

最初に、参考資料のほうから若干説明をさせていただきます。ページは53ページをお開きいただきたいというふうに思います。

ここから数ページにわたりまして、平成30年度当初予算の概要について掲載をさせていただいております。

まず53ページです。予算編成方針のところで、幾らか記載をさせていただいておりますけれ

ども、予算編成方針につきましては、ここに書いてある中段の①から⑤、この事項に留意をしつつ、効率の高い予算執行につなげるという、こういうこととして編成を行ったところでございます。

それから、ページは次に進んでいただいて54ページです。一般会計歳出予算ということで、一番上の行ですけれども、平成30年度一般会計当初予算の規模は64億1,014万6,000円で、対前年度比4億1,680万4,000円、対前年度比6.1%の減少となったというところでございます。

その下の表をつけておりますけれども、これは目的別にまとめた表でございます。3カ年にわたってのその数字の推移を記載をしておりますので、ごらんいただければというふうに思います。

ページは進みまして、次の55ページです。こちらには、性質別の歳出の状況です。表を見ていただきますと、人件費から始まって最後の予備費ということで、それぞれ3カ年の推移の数字を掲載をしております。お読み取りをいただければというふうに思います。

それからめくっていただきまして、56ページです。第3表におきましては、公債費について、5カ年の推移、そして、その下の第4表ですけれども、特別会計繰出金の平成29年度との比較を記載しております。これらの増減理由等につきましては、そこに文章として記載をしておりますので、お読み取りいただければというふうに思います。

それでは、次のページです。57ページです。歳入につきまして3年間の推移を取りまとめさせていただきます。歳入全体の47.5%を占めます地方交付税については、いわゆる特例措置ということで段階的に縮減されている、こうした状況があることから、マイナスという減がございます。その他のところについては、また、文章のところをお読み取りいただければというふうに思います。

それから次に58ページです。第6表町債の5カ年の推移、そしてその下の第7表基金、これは3カ年の状況ですけれども、それぞれその推移の数字を記載をしております。また、お読み取りをいただければというふうに思います。

そして、次の59ページに行きます。地方債の現在高です。それから、これを第8表のほうに記載をしております。

それからその下、特別会計、第9表ですけれども、これは3年間の推移を記載をしているところでございます。

それからその下の第10表基金の状況について、29年度の比較という形で記載をさせていただいております。

それからめくっていただきまして60ページです。第11表におきましては、特別会計の公債費ということで、5年間の推移を記載をしております。

最後の第12表には、地方債現在高及び当該年度現在高見込みということで5カ年の推移を記載をしておるところでございます。それぞれお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、ページをまた次に進みます。61ページです。ここでは、社会保障4経費及びその他の社会福祉施策に要する経費について取りまとめておるものでございます。上の囲みのところを見ていただきますと、総額として16億8,293万4,000円となっております。内訳につきましては、その下の表を見ていただければというふうに思います。

続いて、まためくっていただきまして、62ページから同様の表が同様の形で掲載をしておりますけれども、101ページまで、これらにつきましては、予算におけるいわゆる主要事業をピックアップしまして、その概要について記載をしているものです。

これは後ほど、また予算説明のときに、その都度都度で説明をしていきたいというふうに思います。

それから、資料は102ページからです。102ページから105ページまで、これは補助金をまとめたものでございます。

それから106ページから108ページまで、これは負担金を取りまとめたものです。それぞれ所管課ごとにまとめているというふうに見ていただければというふうに思います。

それから進みまして、109ページから113ページです。これにつきましては、総合戦略に基づく事業、これについて取りまとめて記載をさせていただいております。

それから、114ページから140ページまででございますが、それぞれ図面を添付しておりますけれども、この部分につきましては、建設水道課が所管いたします事業に関する図面というふうに見ていただければというふうに思います。

当初予算の概要と、また資料構成等について、まず説明をさせていただきました。そうしますと、予算書のほうに入らさせていただきたいというふうに思います。

それでは、予算書の120ページです。こちらをお開きいただきたいと思います。予算書の120ページから給与費明細書を記載をしております。ここについて、まず説明をさせていただきます。

まず120ページの上段でございますが、1特別職、この表をごらんください。この表の一番下ですけれども、比較の合計欄、ここに数字が載っている部分について説明をさせていただきたいと思います。

まず職員数について、168人の減という数字になっております。これにつきましては、主な理由としましては、昨年度選挙が執行されましたけれども、その際にいろいろな役の方々がおられます。30年度においては、この数字が出てきませんので、そこら辺が減った要因ということになってまいります。

それから、その右側の数字です。報酬として1,467万5,000円の増ということになっております。この増加要因につきましては、いわゆる嘱託職員の雇用に伴うもの、主としてそうしたものが理由となるというところでございます。

それからその右側、一つあけて右側ですけれども、期末手当で50万円の増です。これは支給率の変更に伴うというものでございます。

そうしますと、同じ120ページの中段から下ですけれども、2の一般職です。(1)総括、ここの表を見ていただければと思います。この表の下の比較のところですが、まず給料に290万7,000円、それから職員手当に742万円、それぞれ増という形で記載をしております。

このいわゆる内訳理由でございしますが、これにつきましては、次の121ページの上段、(2)給料及び職員手当の増減額の明細というところに記載をしておりますので、こちらのほうでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書の121ページ、中段、(3)給料及び職員手当の状況ですけれども、これは次のページに行ってください、123ページまで記載をしておりますので、またごらんいただければというふうに思います。

それからページは進みまして、124ページです。こちらには地方債の状況を記載をしております。前々年度末、それから前年度末、そして30年度末の現在高の見込み、それを表としてあらわしたものでございます。また、中身については、お読み取りをいただければというふうに思います。

それから次のページです。125ページです。こちらには債務負担行為の限度額としまして、前年度までの支出見込み額、そして30年度以降の支出予定額、そうしたものをあらわした表ということになっております。また、中身についても、お読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、予算書本体と申しますか、中身に入っております。

まず、歳出から説明を始めたいと思います。予算書は31ページをお開きいただければと思います。予算書は31ページです。ここ以降、時折、資料の何ページという説明も加えてまいります。同時に、関係する資料がある場合には、そのことを説明してまいりますので、そのように聞いていただければというふうに思います。

それでは31ページ議会費から進めてまいります。

議会費の目1議会費ということで、右側の説明欄を見ていただきますと、002議会費ということでございます。これについては、資料は62ページの上に記載をしております。

昨年と比較いたしまして、若干増額がなされているというところでございます。増額した部分と申しま

すのが、いわゆるここで言うところの、予算書を見ていただければ費用弁償のところ去年よりも増額ということになっております。これは研修経費を増額を、研修経費を計上しているという関係での増ということでございます。

そうしますと、次に進みます。ページは、予算書は32ページをごらんいただきたいと思えます。総務費、総務管理費、目1一般管理費です。002一般事務事業費というところをごらんください。まず、その直下と申しますか、その真下ですけれども、指定管理者選定委員会委員というものがございます。これは、31年度からの更新に向けて、30年度においては更新手続を行ってまいります。その関係で、この委員会の委員報酬を計上しているというものでございます。

それから下がっていただきまして、業務関係委託料572万4,000円を計上いたしております。これにつきましては、いわゆる例規システムの関連経費というものでございます。

それから32ページの下ですけれども、003人事管理事業費に移ります。ページはめくっていただきまして、33ページでございます。

説明欄、下がっていただいて、業務運営関係委託料と300万3,000円でございます。この内容につきましては、いわゆる職員の健康診断、これの委託料ということになってまいります。

それから次の004職員研修事業費です。これにつきましては、資料62ページの下です。62ページの下に、その内容については記載をさせていただいております。金額ベースで申し上げますと前年並みのということになってまいりますけれども、資料のほうで、その内容については御確認をいただければというふうに思います。

そうしますと、ページをめくっていただきまして、34ページです。目の2文書広報情報費ということで、004文書管理事業費でございます。これも資料をおつけしてございまして、資料は63ページの上でございます。内容的には、ここに記載してあるとおりでございます。主には、文書管理システムのリース料というものが主なものということになってまいります。

それから、今度また予算書をめくっていただきまして、35ページに参ります。003広報・広聴事業費です。資料は63ページの下でございます。内容につきましては、この資料に記載をしておりますので、また中身については御確認をいただければというふうに思います。

それから、次、予算書の35ページ、下がっていただきまして、目の3財政管理費でございます。003財政管理費です。これについては、資料は64ページの上です。ここに内容を記載をしているところでございます。主には、この資料にも記載をいたしましたけれども、財務書類の作成に係る指導助言というもの、これが大半を占めるという、こういうものでございます。

そうしますと、予算書は、まためくっていただきまして、36ページに移ります。目の5財産管理費です。この部分につきましては、29年度から相当な額の減額ということにはなってまいりますけれども、これは29年度において庁舎改修というものがございました。その部分が減額に

なってくる、こういうところがございます。

それから、予算書の36ページ、基本的には、いわゆる維持管理的な固定経費です。前年並みの予算を計上させていただいておるといことでございますが、次めくっていただきまして、37ページです。37ページの007普通財産整備事業費でございます。ここにつきましては、資料をおつけしております。資料は64ページの下です。内容は、柿木村柿木の柿木バス停の横にトイレを設置する、その設計料、工事費等の予算をここで計上をいたしております。

それから、予算書はまためくっていただきまして、38ページです。目の6興学資金基金費ということで、この部分につきましては、先ほどの特別会計のところで説明をさせていただいたとおりでございます。

その下、目の8電算管理費でございます。この中で003基幹系システム運営管理費というのがございます。これにつきましては、資料65ページの上です。資料のほうにも記載をさせていただいておりますけれども、ソフトウェアの保守等委託料、あるいはシステム改修委託料、そしてソフトウェア等の使用料、そうしたものが主な経費ということになってあります。

このうちシステム改修委託料ですけれども、ちょっと内容について補足をさせていただきますと、マイナンバーカードに関するシステム改修を予定をしております。加えて、さらに納税システムの改修も予定をしているというものでございます。

そうしますと、予算書まためくっていただきまして、39ページです。目の9吉賀高校費でございます。002吉賀高校支援事業費ということで、資料は65ページの下です。この中で見ていただくと、業務運営関係委託料として1,025万5,000円計上しております。この中身を申し上げますと、吉高線のバス運行委託料、それから公設塾の運営委託料、この2つのものがあわさってここに入っているというふうに見ていただければと思います。

なお、資料のほうなんですけれども、65ページの下でございますが、1点、ちょっと修正をお願いしたいというふうに思います。資料65ページの下、事業名002吉賀高校支援事業費というところがありますけれども、その下に「主な財源」というところがあります。さらにその下、継続地方創生推進交付金13085というところがございます。これは継続ではございませんで新規ということになりますので、「継続」を「新規」に修正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書に戻ります。予算書の39ページ、下ですけれども、目の10自治振興費です。004地区組織活動費ですけれども、これも資料がございまして、資料は66ページの上です。この部分につきましては、内容的には、およそ前年並みの予算計上ということでございます。

それから、予算書をめくっていただきまして40ページです。40ページの上に、右側の、見ていただきますと、003地域自治区費というところがあったと思います。これも資料は

66ページの下です。こちらのほうに、その内容なりを記載をしておりますので、また御確認いただければというふうに思います。

そうしますと、予算書、40ページの下ですけれども、目の11企画総務費でございます。002企画総務費のところですが、下がっていただいて下から2番目です。業務運営関係委託料54万円を計上しております。この中身につきましては、総合戦略、そして人口ビジョン、これについて改訂をする必要が生じた場合に備えて、その経費を計上させていただいているというものでございます。

そうしますと、予算書をめくっていただきまして今度は41ページです。目の12まちづくり対策費です。004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費ということで、資料は67ページの上です。金額的には前年並みの予算計上といたしております。内容としては、資料のほうで御確認をいただければというふうに思います。

それから予算書、下がっていただきまして、002町民文化祭事業費というところです。この中に業務運営関係委託料というものがございしますが、これの中身については、いわゆる祭りの際の交通整理の業務を委託するものというものでございます。

それでは、予算書は、まためくっていただきまして42ページです。先ほどの、まだまちづくり対策費が続いていますが、右側の上を見ていただきますと、007電源立地地域対策事業費でございます。これは資料の67ページ下に、その内容について記載をさせていただいております。内容につきましては、また御確認をいただければというふうに思います。

それから、42ページの後段ですが、目の13定住推進費です。002定住推進費でございますけれども、これは資料は68ページの上です。社会福祉士等修学資金の関係でございますけれども、その内容については、こちらのほうに記載をしているところです。

それから、予算書ですが、その下、005地域おこし協力隊事業費でございます。これにつきましては、この内容ですが、29年度から開設しております公設塾に配置している学習コーディネーターですが、これを2名配置することとして、それにかかる経費を予算計上させていただいております。その部分で、最後に出てまいります業務運営関係委託料380万円につきましても、この地域おこし協力隊という制度を使うという関係での予算計上でございます。

それから予算書はその下に移っていただいて、002定住推進費です。この部分につきましては、およそ前年並みで予算計上させていただいております。

予算書はめくっていただきまして43ページに入ります。003空家再生事業費です。資料は68ページの下です。ここで1点、ちょっと補足説明といたしますか説明を加えておきますと、この空家再生事業費の中の業務運営関係委託料、金額は5万円ですが、この中身につきましては、いわゆる空き家登録の委託料というものでございます。

それから、予算書はそのまま下がっていただきまして、004企業誘致事業費です。資料は69ページの上です。

大変申しわけありません。資料69ページの上ですけれども、修正をお願いしたいと思います。69ページの上に、004企業誘致対策事業費というところがあると思います。その右側の事業費のこの数字ですけれども、上の「9939」を、「7916」、それから下の「(15153)」と書いてありますけれども、これを「(9939)」に修正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

そうしますと、予算書に戻っていただきまして、ページは43ページの下でございます。005地域おこし協力隊事業費ということで、その次のページにわたって予算計上させていただいておりますけれども、ここで言う地域おこし協力隊ですけれども、これは産業課が所管しております事業に関連するものでございまして、内訳としましては、シイタケ生産促進研修員、それから地域ブランド化推進員、それから有機茶生産促進研修員という方々に係る経費を計上しているものでございます。

ページは44ページ、進んで、今申し上げた産業課が所管する地域おこし協力隊の関係事業費ですけれども、この中に業務運営関係委託料というものがあるかと思えます。641万4,000円の計上ですけれども、この内訳を申し上げますと、いわゆる協力隊の募集経費、それから協力隊の配置先に対する委託料、こうしたものがこの中に入っているというふうに見ていただければというふうに思います。

そうしますと、予算書44ページの下に参ります。目の14生活安全対策費です。004交通安全対策費、予算額としては222万9,000円のところです。この部分につきましては、資料は69ページの下にございますので、中身については御確認いただければというふうに思います。

そうしますと、予算書は、まためくっていただきまして45ページに入ります。45ページに、同じ目内ではありますが、003地域公共交通対策費というところがございます。ここにつきましては、資料は70ページの上です。こちらのほうに、その内容を取りまとめておりますので、中身については御確認をいただきたいというふうに思います。

ここで1点ほど説明を加えておきますけれども、この中で、調査分析委託料というところでの予算計上をしておる部分がございます。これにつきましては、さきの全員協議会で企画課より説明をさせていただきました公共交通の再編についてというところでの説明があったかと思えますけれども、その内容が反映しているというところで見いただければというふうに思います。

それでは、予算書、まためくっていただきまして46ページに入ります。46ページは徴税費の目1税務総務費ということになってまいります。説明欄、ちょうど中ほどに002税務総務費

というものがございます。これは資料で言いますと70ページの下にその内容については記載をしておりますので御確認をいただければというふうに思います。

そうしますと、予算書はまためくっていただきまして47ページです。戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費でございます。この部分につきましては前年並みの予算計上ということでございます。

予算書をまた進んでいただきまして48ページに入ります。選挙関連の経費でございます。選挙費、まず目の1として選挙管理委員会費です。前年並みの予算計上をいたしております。

それから、次の目の4知事県議会議員選挙費ということで、これは来年の4月に知事、県議会議員選挙が執行されるというところを見込みまして、そのための経費を予算計上しているものでございます。この部分につきましては、資料をおつけしてございまして、71ページの上のところ、その内容について記載をしているところでございます。

この中で、予算書でまた業務運営関係委託料という表現が出てまいりますけれども、これは資料で見ていただくというところのポスター掲示場、その設置管理委託料という内容でございます。

そうしますと、予算書をまためくっていただきまして49ページからです。統計調査費、目の1統計調査総務費です。これは次のページにまたがっておりますけれども、来年度予定されているそれぞれの各種調査に関して所要の額を計上をしているものでございます。

予算書をまた進んでいただきまして50ページです。中ほど、監査委員費、目1監査委員費です。若干増額をいたしておるところですけれども、これは、002監査委員費の下、監査委員、これ報酬のことですけれども、出勤日数の増が見込まれることから、その部分について増額をいたしておるというものでございます。

そうしますと、予算書は50ページの下です。民生費、社会福祉費、目1社会福祉総務費です。

ページをまた進んでいただきまして51ページに入ります。51ページの説明欄の中段からちょっと下ですけれども、004人権対策推進事業費です。これは、資料は71ページの下に記載をしているところであります。内容についてはこちらのほうで御確認いただければと思いますけれども、この中で、ここでまた業務運営関係委託料というものが出てまいりますけれども、これは、資料でいうところの、人権映画上映にかかる経費でございます。25万7,000円というところですが、これがこの内容というところで見ただけであればというふうに思います。

それから、予算書は51ページの一番下です。保健福祉課が所管する002社会福祉総務費の部分ですが、これは資料72ページの上です。内容についてはこちらのほうで御確認いただければというふうに思いますけれども、ここに、これも先日の議会全員協議会で説明をさせて

いただきました。社会福祉協議会での支援、そこいら辺の内容がここに含まれてくるというふうに見ていただければというふうに思います。

予算書そのまま下がっていただきまして、005小地域ネットワーク事業費というところがあるかと思えます。ここでまた業務運営関係委託料というものがございまして、これは、いわゆる地区サロンの事業にかかるその経費でございます。

それから、下がっていただきまして、008福祉医療助成事業費のところですか。これにつきましては、資料は72ページの下にその内容を記載しておりますので、また御確認をお願いしたいというふうに思います。

そうしますと、予算書はまた進んでいただきまして53ページに移ってまいります。目の2高齢者福祉費でございます。002高齢者福祉総務費というところがあると思えます。ここにつきましては、資料は73ページの上にその内容を記載させていただいておりますので、確認をいただければというふうに思います。

予算書をそのまま下がっていただきまして、003生活管理指導員派遣事業費、それから004高齢者等軽度生活援助事業費、その下、005生活管理指導短期宿泊事業費、それぞれ業務運営関係委託料という表現で記載しておりますけれども、社会福祉協議会、あるいはよしかの里、そして银杏寮、それぞれ団体のほうに事業委託をしている部分がございますので、そうした部分の予算を計上しているというところで見いただければというふうに思います。

そうしますと、53ページの一番下です。目の3高齢者福祉施設費ということです。ここにつきましては、老人福祉センター管理費の予算を計上させていただいております。前年並みの予算ということでございます。

それから、ページは予算書54ページに移ります。中段から下ですけども、障がい者福祉費のところですか。002障がい者福祉総務費、ここにつきましては、資料は73ページの下です。ここにそれぞれ主だったところの内容を記載しておりますので、また御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書54ページの下、一番下ですけども、004障がい者はつらつ生活支援事業費、これも資料がありまして、資料は74ページの上です。こちらのほうにその内容については記載しております。

それから、予算書は55ページに進んでおりまして、005自立支援給付事業費、これも資料があります。74ページの下です。ここにその内容については記載をさせていただいておりますので、またお読み取りをいただきたいというふうに思います。

それから、その下です。予算書ですけども、006自立支援医療助成事業費ということで、これも資料がございます。75ページの上です。75ページの上にその内容を記載しております。

す。この自立支援医療助成事業費の中で、業務運営関係委託料というまたこれ表現がございます。金額は1万4,000円ではありますが、これにつきましては、内容的には障がい者の判定委託料、これがこの内容ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書はまた下がってまいります。007地域生活支援事業費です。資料は75ページの下でございます。内容的にはここに書いてあるものでございます。また、これ予算書の中に業務運営関係委託料というところで、金額にして1,502万9,000円という数字を計上いたしておりますけれども、これの内容につきましては、相談、これは資料にも書いてありますけれども、相談支援事業、それから移動支援事業、それから訪問入浴サービス等にかかる委託料、こうしたものが含まれているというふうに見ていただければというふうに思います。

それでは、予算書はまた進みます。56ページです。中ほどです。目の5障がい者福祉施設費のところですか。これは、いわゆる地域活動支援センター、よしかの里さんが入られていますけれども、その施設管理にかかる経費を計上しているものでございます。

それから、その下です。目の6国民年金事務費、ここについては前年並みの予算計上でございます。それから、目の7国民健康保険総務費、それからその下の目の8後期高齢者医療総務費、それからその次のページですけれども、目の9介護保険総務費、ここまでにつきましては、先ほどの特別会計の説明であったとおりでございます。

それでは、予算書まためくっていただきまして57ページに移ります。児童福祉費、目の1児童福祉総務費でございます。002児童福祉総務費というところがあります。この中に業務運営関係委託料57万円の予算計上があるかと思っております。内容につきましては、子育て支援ヘルパーの派遣事業、これにかかる委託料ということでございます。

それでは、また予算書をおめくりいただいて、58ページに移ります。006次世代育成支援対策費でございます。これにつきましては、資料は76ページの上に記載をしております。内容についてはこちらのほうで御確認をいただければというふうに思います。1点説明を加えておきますと、この部分で調査分析委託料262万7,000円という予算計上がございます。これは資料にもございますとおり、第2次子ども・子育て支援事業計画の策定業務にかかるものというものでございます。

それから予算書、その下ですけれども、007子育て世代包括支援センター事業費ということで、これも資料でございます。資料76ページの下です。ここもまた内容については資料等からまた読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書また下がっていただきまして、008地域子育て支援拠点事業費です。これも資料がございまして、資料は77ページの上のところですか。中身につきましてもまた資料のほうで御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書はまた進んでいただきまして59ページです。中ほどから下ですけれども、目の2として保育所費のところですか。その説明欄、一番下です。002保育所総務費というところですが、これは資料は77ページの下にその内容を記載をしているところですので、また御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書は次に進みます。60ページです。説明欄中ほどに、004朝倉保育所費というところがあるかと思えます。この中ちょっと下がっていただきますと、業務運営関係委託料と409万9,000円のという予算計上がございます。これの中身について説明をいたしますが、これは給食業務の委託料のことです。

それからその下、005木部谷保育所費ということで、ここにも業務運営関係委託料がございます。これは御承知のとおりかと思えますけれども、保育運営業務の委託料という意味でございます。

それから、予算書はまためくっていただいて61ページです。予算書61ページの説明欄の上ですけれども、007子ども・子育て支援事業というところがございます。ここにつきましては、資料でいいますと、78ページの上にその内容については記載をしておりますので、またその中身については御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書下がっていただきますと、目の3放課後児童対策費です。002放課後児童対策事業費というところがあります。これについては、資料は78ページの下です。こちらのほうにその内容を記載をしております。このところでも、業務運営関係委託料というところで1,151万円という数字を計上しておりますけれども、これは資料に記載をしてあるとおり、放課後児童クラブ運営業務の委託料というものでございます。

それでは、予算書はまためくっていただきまして62ページに入ります。下の表に移っていきますけれども、生活保護費……

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩して、今の62ページの民生費の生活保護費からの説明していただきます。

休憩します。

午後3時19分休憩

.....

午後3時32分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

62ページの民生費、生活保護費からの説明を始めてもらいます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、引き続きのところ、予算書62ページでございます。62ページの下ですけれども、民生費、生活保護費、目の1生活保護総務費でございます。

002生活保護総務費の部分でございますけれども、これにつきましては資料がございます。資料は79ページの上にもその内容について記載をしているところでございます。御確認をいただければと思います。

それから、予算書はめくっていただきまして63ページです。003生活困窮者自立支援事業費というところがあると思います。ここに業務運営関係委託料というところで546万円の予算計上です。内容につきましては、自立相談支援事業、この事業に係る委託料ということでございます。

そうしますと、衛生費に移ってまいります。予算書はまためくっていただいて64ページに入ります。目としては保健衛生総務費、そして予算書64ページ、説明欄の中ほどのところを見ていただきまして、002保健衛生総務費というところがあるかと思えます。ここに業務運営関係委託料ということで300万円の予算計上をいたしております。この内容についてですけれども、在宅当番医の運営委託料という内容でございます。

それから、その下、003保健衛生施設費というところですが、これは、保健センター、それから六日市病院の横にございますヘリポート、この施設の管理経費というところでの予算計上でございます。ここにも業務運営関係委託料ということで24万2,000円の数字を計上しておりますけれども、内容的にはヘリポートの草刈り、これについて委託をするというものでございます。

予算書はまたおめくりいただきまして、65ページです。右側の上でございます005地域医療対策費というところですが、資料は79ページの下です。ここで予算書を見ていただきますと、地域医療確保緊急対策事業補助金ということで1億9,421万4,000円の計上でございます。これがさきの全員協議会で説明をさせていただいております六日市病院に対する支援、この部分が入ってくるというところでお読み取りをいただければというふうに思います。その他の内容につきましては、また資料のほうで御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書65ページの中段から下です。目の2母子衛生費に移ります。002母子衛生総務費です。この部分につきましては、資料は80ページの上です。内容についてはまた御確認をいただければと思いますけれども、ここに業務運営関係委託料として60万円の予算計上をしてございます。この内容につきましては、社会保険診療報酬支払基金に対する委託料ということでの計上でございます。

予算書下がっていただきまして、003子ども等医療費助成事業費です。資料は80ページの下につけておりますので、また中身については御確認をいただきたいというふうに思います。

それから、予算書はおめくりいただいて66ページに入ります。右上のところですが、005妊婦健診事業費でございます。資料は81ページの上です。こちらにその主だったとこ

ろの内容を記載をしておりますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

予算書はそのまま下がっていただいて、今後は目の3予防費です。003予防接種費ということで、資料は81ページの下にその内容を記載させていただいております。

ここでまた申しわけありませんけれども、修正をお願いしたいと思います。資料の81ページの下です。この表の中の左上ですけれども、006予防接種費というふうに記載をしてありますけれども、この「006」というのを「003」に修正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、予算書のほうに戻りまして、66ページが一番下です。005がん検診推進事業費というものの予算計上がございます。これも資料がございまして、82ページの上にその内容については記載をしておるところでございます。

それから、予算書67ページ中ほどですけれども、007自死予防対策事業費でございます。またこの中に、業務運営関係委託料というのがあります。36万3,000円の予算計上です。中身につきましては、この自死予防対策に関する相談事業、これについての委託料ということでお読み取りいただければと思います。

そうしますと、67ページの下に移ります。目の4健康増進費というところで、003食育推進事業費です。ここについては、資料82ページの下に記載をさせていただいております。中身については御確認いただければと思いますけれども、ここで2点ほど説明を加えておきます。この003食育推進事業費のその下ですけれども、嘱託職員という記載がございます。これについては、新たに栄養士を配置をするという予定にしておりますので、その経費を計上しているというものです。

予算書、ページをめくっていただきまして68ページです。右上に業務運営関係委託料というところがあります。これは資料にも記載がございますけれども、食生活改善事業の委託料というものでございます。予算書そのまま下がっていただきまして004健康増進事業費でございます。ここにまた業務運営関係委託料というのがあります。中身につきましては、水中運動事業の委託料ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

そうしますと、予算書68ページの下に移ってまいります。目の5環境衛生費です。002環境衛生総務費というところですが、ここで業務運営関係委託料というのがあります。2万4,000円の予算計上でございます。中身につきましては、獣医師の派遣に関する委託料というものでございます。

その下です。003環境衛生施設費です。これは資料がございまして、83ページの上、資料は83ページの上でございます。申しわけありません、ここでまた修正をお願いしたいというふうに思います。資料の83ページの上の表の中、003環境衛生施設費というところがあります。

その右側に事業費の記載があります。「1 1 1 2 1」というところがありますけれども、これを「1 2 3 4 7」に修正をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、予算書に戻りまして、69ページの中段から下です。清掃費の目1清掃総務費です。002清掃総務費としての予算計上の中に、業務運営関係委託料100万円というところがあります。この中身につきましては、いわゆる一般廃棄物の運搬にかかる委託料というふうにお読み取りをいただければと思います。

それから、その下、003し尿処理対策費です。この中にし尿処理体制整備補助金ということで120万2,000円の予算計上をさせていただいております。この中身についてなんですけれども、いわゆるくみ取りの連絡を今、吉賀町の場合でいいますと、役場でそれをお受けして、それを衛生公社へ連絡をしているという、こういう流れで今運用しているところでございます。

その部分につきまして、衛生公社のほうで直接住民の方からその連絡を受けられるように体制を整えるというもので、中身については若干そのパソコンであったりそうしたものを購入するというような内容でございます。それについて補助金という形で予算計上をしているというものでございます。

それでは、その下です。003し尿処理対策費です。同じ名称ですけれども、こちらは建設水道課が所管するものでございます。資料は83ページの下です。ここで修正をお願いしたいというふうに思います。資料の83ページの下ですけれども、事業名のところ、003「浄化槽維持管理助成事業費」ということで記載をしていますけれども、これは「し尿処理対策費」です。

「し尿処理対策費」ということでの修正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、予算書、次に進みまして、ページは70ページです。目の2ごみ処理費というところで、002不燃物処理事業費でございます。資料については、84ページの上にその内容については記載をしているところでございます。ここにまた業務運営関係委託料というものがありますけれども、これは、資料のほうにその内容については記載をしております。いわゆる収集委託料のことでございます。

それから、予算書、下がっていただきまして、003可燃物処理事業費です。資料は84ページの下です。こちらのほうにその内容を記載をしております。ここにもまた業務運営関係委託料というものがございます。これについても資料に記載をしておりますとおり、収集委託料でございます。

それから、予算書、下がっていただきまして、004資源ごみ処理事業費というところがあります。ここにもまた業務運営関係委託料というものがあります。金額にしたら258万4,000円の計上ですけれども、この内容についても、いわゆる収集委託料のことでございます。

それから、予算書70ページの一番下ですけれども、今度は目1水道事業費に移っております

けれども、003水道事業会計繰出金、これは先ほどの特別会計のところの説明をいたしたところでございます。

それでは、予算書をめくっていただきまして71ページにまいります。労働費、労働諸費、目の1労働諸費です。002労働諸費というところで、これについては、資料は85ページの上です。こちらで内容を御確認いただければというふうに思います。

申しわけございません。こちらでもまた修正をお願いしたいというふうに思います。資料の85ページ、上の労働諸費の表ですけれども、その横に事業費が書いてあるところがあるかと思えます。「3232」ということでの記載ですけれども、これを「3842」に修正をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

そうしますと、予算書は中段から71ページの下に移ります。今度は農林水産業費、農業費、目1農業委員会費ということでございます。002農業委員会総務費で予算計上している部分ですけれども、これについては1点説明を加えておきたいと思えます。農業委員の報酬として803万8,000円の予算計上でございますけれども、この部分については、これまでとは増額をした格好になっております。いわゆる農業委員会の制度が変わることに伴いまして増額をしていくという、こういうものでございます。

それでは、予算書はまたおめくりいただきまして72ページです。72ページの中ほどですけれども、002農業総務費というところでの予算計上がございます。ここにつきましては、前年並みの予算を計上いたしておるといって見ただけであればと思えます。

それから、予算書72ページの下ですけれども、目の3農業振興費です。002農業振興総務費です。これについては資料85ページの下にその内容を記載をしているところでございます。中身については御確認をいただければと思えます。

申しわけございません、ここでまた修正をお願いしたいというふうに思います。資料の85ページの下の方ですけれども、財源内訳というふうにくくっているところがあると思えます。県（補助率）というところに、「3分の1」というこの表現が入っておるかと思えます。これを削除していただければと思えます。「3分の1」を削除をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

そうしますと、予算書に戻っていただきまして、予算書は73ページでございます。上からちょっと追っていただきまして、農業振興総務費がずっと続いてくるわけですけれども、73ページの説明欄、上からいって、業務運営関係委託料というものがまた出てまいります。これについては、資料にも記載をしておりますけれども、地産地消推進事業の委託料ということで、お読み取りをいただければというふうに思います。

予算書73ページの下の方ですが、003有機農業振興費です。この部分につきましては、

資料86ページの上に記載がございますので、内容についてはここいら辺で御確認をいただければというふうに思います。

それから、73ページの一番下ですけれども、004 棚田保全事業費、そしてページをまためくっていただきまして、005 経営所得安定対策事業費、この部分につきましては前年並みの予算計上というところで見いただければと思います。

それから、その次ですけれども、006 日本型直接支払交付金事業費です。ここについては、資料で言いますと86ページの下にその内容について記載をしておりますので、御確認をいただければと思います。

ここで資料の修正をお願いしたいというふうに思います。資料86ページの下の方です。まず事業概要というところで文章を掲載しておりますけれども、その2行目です。2行目の一番左側のところですけど、中産間地域の「産」の字を「山」に修正をお願いしたいというふうに思います。さらに、その下に、主な経費という欄がありまして、それぞれ事業名と数字を載せておりますけれども、その数字を修正していただきたいんですが、まず中山間地域等直接支払交付金「22405」、この「22405」を「29180」、それからその下です、「4164」という数字を「5414」、それからその下です、「9202」、この数字を「12097」ということで修正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。（発言する者あり）一番下の数字が「12097」です。済みません、よろしくお願ひいたします。

そうしますと、予算書に戻っていただいて、74ページの下のところですけども、007 新規就農者育成確保事業費でございますけれども、この部分については前年と、前年並みの予算計上をいたしておるところでございます。

予算書をおめくりいただいて75ページに移ります。上から008 ブランド化推進事業費でございます。これについては資料87ページの上に記載をしております。主な内容につきましては、また御確認をいただきたいと思ひますけれども、予算書、この中で業務運営関係委託料ということで、788万9,000円の予算計上をいたしております。この部分については、これもさきの全員協議会で産業課が説明をいたしましたブランド化推進事業についてというものですけれども、そこら辺の内容が反映されておまして、中身につきましては、全員協議会で説明をさせていただいたブランド化にかかる事業、ブランド化のコンサルティング委託であったり、あるいは町のキャッチコピー、あるいはロゴ、そうしたものを作成する委託料、そうしたものがこの中に入ってくるというふうに見いただければというふうに思ひます。

そうすると、予算書75ページの下に移ります。目の4 農業振興施設費です。003 農業振興施設管理費です。資料は87ページの下です。この予算につきましては、柿木ふれあい会館の施設管理にかかる経費ということでございます。ここに調査分析委託料というのがあるかと思

います。これは、資料を見ていただきますと、資料87ページの下の表ですけれども、一番下のところに、柿木分庁舎排水設備調査業務ということで148万円の予算計上です。この内容のことでございまして、あそこの柿木ふれあい会館から柿木庁舎の敷地にかけてちょっと地盤の沈下というところとちょっと言葉があれですけども、そうしたのが見受けられるので、そこいら辺について調査をまずはするというようなものの予算計上でございます。

大変申しわけありませんけれども、今見ていただいておりますその資料87ページのその表なんですけれども、数字の修正をお願いしたいと思います。下の主な経費というところで、上から3つ目です。清掃委託料「1224」という数字ですけれども、これを「1244」に修正をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、予算書に戻っていただいて、ページは76ページです。上からまいります。003農業振興施設管理費です。これは、道の駅かきのきむら、それから柿木加工所、両施設の維持管理経費がここに計上してございます。

それから、その下です。目の5畜産業費に移ってまいりますけれども、003畜産業振興事業費です。ここにつきましては、前年並みの予算計上ということで見ていただければと思います。

それから、その下です。目の6農地費に移ってまいります。002土地改良総務費でございますけれども、この部分については前年並みの予算計上をさせていただいております。

予算書ページは77ページに移ってまいります。003農道水路維持管理費です。ここについて、まず業務運営関係委託料200万円の予算計上ですが、内容につきましては、いわゆる維持管理補修業務の委託料というものでございます。

それから、その下に、維持管理工事費というものが410万円の予算計上をしております。内容につきましては、沢田地内の農道舗装、それから住民の皆さんからの申請によって行う排水路の清掃工事、そうした経費がここに含まれてくるというふうに見ていただければと思います。

それから、その下の005土地改良単独整備事業費です。ここについては前年並みの予算計上をいたしております。

さらにその下、006土地改良補助整備事業です。これは、資料は88ページの上にその内容については記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

予算書77ページの一番下ですけれども、目の7農業集落排水事業費の部分につきましては、先ほどの特別会計のところの説明のあったとおりでございます。

予算書をまためくっていただきまして、今度は78ページに入っております。林業費、目の1林業総務費です。003鳥獣被害対策費というところですが、これは資料で88ページの下です。こちらのほうにその内容については記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。ここでもまた業務運営関係委託料ということで、予算書のページでいい

ますともう79ページのところです。右上のところに業務運営関係委託料96万円というふうにしております。これについては、資料にも記載をいたしました。有害鳥獣の駆除に関する委託料ということでお読み取りをいただければと思います。

それから、予算書79ページの下です。目の2林業振興費です。002林業振興総務費です。この部分につきましては、資料は89ページの上に記載をしているところがございます。内容的にはそこに記載をしておるわけですが、ここでは1点説明を加えておきます。予算書では、業務運営関係委託料という表現で2,797万4,000円の予算計上、そして資料を見ていただきますと、一番下のところですね、新規航空写真撮影・オルソ画像作成業務委託ということで同じ金額、このことございまして、この内容についても、さきの全員協議会で産業課から説明をさせていただいたものでございます。林地台帳等というところで全員協議会の場で説明をさせていただいた内容はここに反映されているというところでお読み取りいただければというように思っています。

それで、大変申しわけございません。今見ていただいております資料の89ページの上のところ、上の表ですが、修正をお願いしたいと思っております。表の右上のところに財源内訳というところがございます。今見ていただいておりますのは、「地方債」のところに「9466」というふうにあるかと思っております。これを「その他」のところに「9466」というふうに書いていただいて、「地方債」のところは削除していただければと思います。地方債の「9466」を削除し、その他のところに「9466」というふうにご記入いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、予算書は80ページに入ります。003造林事業費です。資料につきましては、89ページの下です。ここに内容については記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思っています。

この造林事業費のところの資料ですが、申しわけございません。修正をお願いしたいと思っております。資料の中を見ていただきますと、主な財源というところに、そこで3行目、立木売払収入「1122」とこの数字ですが、これを「1112」に修正をお願いしたいと思っております。

それから、その資料内、下がっていただいて、一番下のところに、分収林収益分配金ということで「1122」の数字があると思うんです。これ同様に修正をお願いします。「1112」です。「1112」に修正をお願いいたします。大変失礼をしております。よろしく願いいたします。

それでは、予算書に戻っていただきたいと思っております。予算書80ページのところ、中ほどですが、004木の駅プロジェクト事業費です。こちらの予算につきましては、前年並みの予

算額を計上させているというところで見いただければと思います。

その下の005 林業従事者育成事業費についても、これも前年並みの予算を計上させていただいております。

それから、予算書80ページの下ですが、目の3 林業振興施設費です。003 林業振興施設管理費ということで、次の81ページにわたって記載をさせていただいております。ここに含まれる施設を申し上げますと、いわゆる菌床シイタケの関連施設と右ヶ谷キャンプ場、ここいら辺の施設の維持管理経費がここに含まれてくるというふうに見いただければと思います。金額につきましては、前年並みの金額、予算を計上させていただいております。

予算書は81ページに移ってまいります。ちょうど中ほどにございます003 林業振興施設管理費というところに入ってまいります。資料につきましては90ページの上です。これについては、資料のほうをごらんいただければおわかりいただけると思いますけれども、平栃の滝、あそこに遊歩道を整備すると、こういう工事の費用が主なものということになってまいります。その予算について計上させていただいております。

それから、予算書、下がっていただきまして、今度は003、同じ表現ですけど、林業振興施設管理費です。これは教育委員会が所管する予算の部分でございまして、施設は七日市の林業総合センター、この維持管理にかかる経費の予算でございまして、予算額としては前年並みの予算を計上させていただいております。

そうしますと、予算書は82ページに移ってまいります。目の4 林道費です。右側の説明欄、下ですけども、003 林道維持管理費というところで予算を計上しております。ここに業務運営関係委託料というところで300万円予算計上しております。この内容につきましては、いわゆる維持補修業務に係る委託料というふうにお読み取りいただければと思います。

それから、その下です。維持管理工事費ということで1,200万円の予算計上です。これは、林道3路線の除草工事、それから一つの路線のいわゆる維持工事というところでの予算計上というものになっておるところです。

そうしますと、予算書は次の83ページに移ってまいります。水産業費の目1、内水面漁業振興費です。003内水面漁業振興費、ここですけども、この一番下です。アユ種苗生産施設整備補助金ということで311万6,000円の予算計上です。この部分につきましては、これも先日の全員協議会で産業課から説明させていただいた内容、これが反映されているということで見いただければというふうに思います。

それから、予算書は下がっていきまして、今度は商工費の目1 商工振興費に移ります。002 商工振興総務費です。これは資料90ページ下のところで記載をしております。内容についてはこちらのほうとも見合わせながら御確認をいただきたいというふうに思いますけれども、

申しわけございません、資料の中、ちょっと1点修正をお願いしたいと思います。

資料の90ページの下の表です。商工振興総務費のところ、財源内訳の欄のところ、県のところを見ていただきますと、300万円のその下、補助率を表現したところですが、「2分の1」と書いてございますが、これを「4分の1」というふうに修正をお願いしたいと思います。「2分の1」を「4分の1」に修正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

そうしますと、予算書のほうに戻っていただいて、今、御説明を申し上げた商工振興総務費の中で、1点説明を加えておきたいと思います。その中の下から2番目に、全国若手ものづくりシンポジウム開催補助金50万円の予算計上があります。これは、立志塾の関係で30年度において新たにこうしたものですね、このシンポジウム自体は全国の立志塾がいわば持ち回りで開催されておるようですが、それを当町において行うという、こういう計画にしております、それに係る経費をここで予算計上させていただいておるところでございます。

それでは、予算書につきましては84ページに移ります。こちらは、目でいいますと観光費ということになります。002観光振興対策費です。資料は91ページの上に記載をしております。内容は御確認いただければと思います。予算額そのものについては、前年並みということでの計上でございます。そのように見て、お読み取りいただけたらというふうに思います。

それから、予算書その下ですが、003観光施設管理費です。これについては資料をおつけしております、91ページ下の資料で内容を確認していただければというふうに思います。

それから、予算書84ページの右側、002観光振興対策費です。ふるさと夏まつり事業補助金ということで300万円の予算計上です。前年と同額の予算計上ということでございます。

それから、予算書をおめくりいただいて85ページに入ります。まず002都市交流推進事業費です。資料については92ページの上でございます。まず、済みません、資料の修正をお願いしたいと思います。資料92ページの上の表ですが、主な経費ということで4つの事業について記載をしております。上から3つ目の墨田区マルシェ事業、ここの数字ですが、「5940」というふうに記載があるかと思います。これを「594」、「5940」を「594」に修正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

予算書のほうにお戻りいただいて、今、修正を加えていただきました資料と関連いたしますが、ここで都市交流推進事業費の中に業務運営関係委託料ということで113万4,000円予算計上をしております。この中身については、資料でいうところの、墨田区マルシェ事業が含まれております。さらにふるさと会との交流事業といいますか、共同事業というような格好で、いわゆるアーカイブ事業というような予算もここの中に入れておるところでございます。

そうしますと、予算書はその下に下がってまいりまして、003交流施設管理費です。資料は92ページの下でございます。

申しわけございません。ちょっと資料の修正をさきをお願いしたいと思います。資料92ページの下の表です。事業費の欄がございます。「8032(6530)」という数字を載せておりますけれども、これを全てなくして、ここに「13181」というふうに記載をお願いしたらと思います。

それから、済みません、まだ修正がありまして、その右側に財源内訳の欄があるかと思ひます。その他の欄に「54」という数字を載せていますけれども、これを「5149」、その他の欄の「54」を「5149」、そしてその右側です。一般財源の欄に「7978」というふうに載せておりますが、この数字を「12340」に修正をお願いしたいと思います。大変失礼をいたしております。よろしくお願ひいたします。

そうしますと、予算書のほうに戻っていただきまして、ちょうど中ほどの003交流施設管理費というこのところですが、今修正をおかけいただいたとおり、92ページの下のその内容が記載をされているというところで、内容については御確認をいただきたいというふうに思ひます。

それから、予算書85ページの一番下ですが、004交流施設整備事業費というところで、次のページにわたって予算計上をしている部分がございます。ここにつきましては、資料は93ページの上でございます。中身については、この資料について御確認をいただければと思ひますが、彫刻の道整備事業、これに関連する経費ということでございます。

それから、予算書につきましては87ページに進みます。土木費に移っておりまして、目の1土木総務費、そして87ページのところで002土木総務費という格好で予算計上をしておりますけれども、これは前年並みの予算を計上させていただいておるといふところでお読み取りいただければというふうに思ひます。

予算書はまたおめくりいただきまして、88ページに移ってまいります。002地籍調査事業費です。資料は93ページの下にその内容について書いてございます。ここで説明を加えておきますと、この地籍調査でありますけれども、現在、継続している4地区に加えて、新たに2地区を加えるという格好で30年度事業を進めていくという、こういう予定、計画にしておる、これに関しての予算計上でございます。

それから、予算書のほう、地籍調査事業費のところをちょっと下がっていただきますと、業務運営関係委託料150万円というところが出てまいります。中身につきましては、伐開作業の委託料というふうにお読み取りをいただければと思ひます。

それから進みます。88ページの下です。目の3下水道費です。特別会計繰出金ですが、これについては、先ほどの特別会計のところの説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、予算書進めて89ページに移ります。003道路維持管理費でございます。これは

そのまま予算書のほうを見ていただきまして、業務運営関係委託料として1,300万円の予算計上でございます。この内容につきましては、いわゆる道路の維持補修の委託、この部分にかかるものでございます。

それから、その一つ飛ばして、調査分析委託料というものがございます。これについては、トンネルの点検業務委託料、これを予算計上させていただいているものでございます。

それから、その下また進みまして、次に、004橋梁維持管理費です。こちらにつきましては、資料94ページの上にその内容については記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書、その下ですけれども、005除雪費です。ここにつきましては、29年度の当初予算並みの額を計上させていただいているところでございます。

それでは、また予算書をおめくりいただきまして、90ページに移ります。ちょうど中ほどですけれども、目の2道路橋梁新設改良費の003道路新設改良単独事業費です。この内容につきましては、資料94ページの下、こちらのほうに記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

同様にその下の004道路新設改良補助事業費、この部分につきましても資料は95ページの上のところにその内容を記載しております。

それから、予算書は次に進みます。河川費、目1河川総務費のところでは、002河川維持管理費でございます。報奨金として620万9,000円を予算計上しておりますけれども、これは草刈りの謝礼という内容でございます。

それから、次の91ページに移ります。目の2河川改良費です。003河川改良単独事業費ということで、設計委託料238万6,000円の予算計上です。内容としましては、七日市地内の測量委託料でございます。

それから、その下の改修工事費として801万8,000円、これにつきましては、抜月用排水路の改修工事費という内容でございます。

それから、下がっていただいて、その次の都市計画費の都市計画総務費につきましては前年度同額を予算計上しております。

下がっていただきまして、今度は住宅費、目1住宅管理費でございます。002公営住宅等管理費です。これにつきましては、資料は95ページの下にその内容について記載をしておりますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

そうしますと、予算書をめくっていただきまして、今度92ページに入ります。目の2住宅建設費002公営住宅等整備事業費です。資料は96ページの上に記載をさせていただいております。中身についてはまた御確認いただければと思いますけれども、主としまして、沢田団地の建

設にかかる経費、こうしたものを予算計上しておるといふところで見ただけならばというふう
に思います。

それから、予算書をまたおめくりいただきまして、今度は消防費に移って……

○議長（安永 友行君） 今、土木費が終了しましたので、ここで10分間休憩します。

午後4時28分休憩

.....

午後4時39分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様に御了解をいただいておりますが、きょうは歳出があと消防と教育費が残っておりますので、きりがいいのでそこまではやります。ただし、5時までに済まないような感じがしますので、会議時間を議事進行上の都合によって、あらかじめ延長をいたします。

それでは、93ページの消防費のほうから説明をお願いします。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、消防費から説明を再開させていただきます。

消防費の目1常備消防費でございます。003常備消防費というところで資料は96ページの下にその内容については記載をしておりますので、御確認をお願いしたいというふうにあります。

それから、目2非常備消防費です。002非常備消防総務費ですけれども、前年並みの予算計上といたしております。それから、003消防団等活動事業費です。これにつきましては、資料97ページの上にその内容について記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

それから、予算書を下がっていただきまして、004消防車両維持管理費です。これについても前年並みの予算計上ということにしております。予算書はおめくりいただきまして94ページに移ります。005消防車両整備事業費です。ここに車両購入費ということで予算計上してございます。資料は97ページの下にその内容をつけているところでございます。内容の御確認をお願いしたいというふうにあります。

それから、予算書94ページ中段ですけれども、目3消防施設費です。002消防施設管理費でありますけれども、この部分については柿木と六日市のそれぞれ防災センターの維持管理費、維持管理経費がここに含まれるというところでありまして、額としては前年並みの予算を計上いたしております。

それから、003消防施設整備事業費です。建設工事費と解体撤去工事費それぞれ予算計上しておりますけれども、まず建設工事費につきましては、柿木の防災センターのところに消火栓を新設をするという、こういう計画がございまして、その予算計上、そして、その下の解体撤去工事費でありますけれども、これは立河内にあります、いわゆるホースの乾燥塔がございまして、これを撤去する費用というふうに見ただけならばと思います。

それから、下がっていただいて、今度は目の4防災費です。002防災総務費ということで、これは資料98ページの上にその内容について記載をさせていただいております。御確認をお願いいたします。

それから、予算書は95ページに移っていきます。003防災施設等管理費ですけれども、これは前年並みの予算計上をいたしております。

それから、004防災設備等整備事業費ですけれども、これは資料98ページの下でございます。設計委託料、システム業務委託料、改修工事費ということで、それぞれ計上しておりますけれども、これはさきの全員協議会で、総務課から説明をさせていただいた防災行政無線の更新に係る経費をここに出ているところです。加えて、ここに入ってくるのが、Jアラートに関して、今の国のほうから、再整備の要請がございまして、それにかかる経費についてもここに含まれてくるということです。資料のほうにその辺のところについては記載しておりますので、確認をお願いしたいというふうに思います。

それから、予算書005総合防災訓練事業費というところで32万2,000円の予算計上でございます。これにつきましては、町長の施政方針の中にもございましたとおり、いわゆる総合防災訓練を実施するための経費というところで見ただけであればというふうに思います。

それから、下がっていただきまして、002防災総務費です。この内容については、資料は99ページの上です。内容につきましては、この資料の中に書いてあるとおりですので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

それから、予算書は96ページに移ります。教育費、教育総務費から始まります。目の1教育委員会費というところで002教育委員会費の予算計上をしておりますけれども、このうち、業務運営関係委託料というところで35万円の予算計上ですけれども、これは中身について申し上げますと、いわゆる議事録の作成委託料というものが含まれるというふうに見ただけであればと思います。

それから、予算書はおめくりいただきまして、97ページに移ります。002事務局総務費というところですが、まず最初に、嘱託職員というところで962万9,000円の予算計上がしてございます。中身について申し上げますと、スクールソーシャルワーカー、あるいは外国語指導員の報酬がこの中に入るというところで見ただけであればと思います。

それから、2つ下がりがまして、中学校統合準備委員会委員というところで57万円の予算計上であります。いわゆる委員報酬でございますけれども、こうしたものも来年度の予算に計上しているというところで見ただけであればと思います。

下がっていただきまして、業務運営関係委託料147万8,000円というものがございます。内容につきましては、いわゆる先ほど申し上げた議事録作成の委託料というふうなものがここに

含まれます。

それから、1つ飛ばして、その下にシステム開発設計委託料というところで360万円の予算計上をしております。この中身につきましては、小学校、中学校へ通信簿のシステムを導入するものでございます。手書きの通信簿からどういまいしょうか、通信簿を、システムを使って通信簿をつくっていくという、こういうことを来年度予定しております、それにかかる経費を予算計上しております。

ページをめくっていただきまして98ページに入ります。中ほどの003事務局施設費です。ここはいくつかの施設がこの中に含まれておりまして、教員住宅、それから六日市基幹集落センター、それから柿木基幹集落センターの施設にかかる維持管理経費を予算計上しているところで

それから、その下です。004事務局施設整備事業費というところを見ていただきますと85万7,000円の予算計上ですけれども、これにつきましては、柿木基幹集落センターの排水の関係の工事を行うという計画をしておりますので、その予算を計上しております。

その下の005スクールバス運行事業費につきましては、前年並みの予算を計上させていただいております。

ページはおめくりいただきまして99ページです。007特別支援教育事業費でございます。2つ目のところに臨時雇用賃金というところで2,424万6,000円の予算を計上しております。中身につきましては、各小学校、中学校に配置いたします特別教育支援員さんの賃金というところでございます。

それから、下がっていただきまして、008新入学お祝い事業費です。これにつきましては前年並みの予算計上というところでございます。

それからまた下がっていただきまして、009サクラマスプロジェクト事業費です。これにつきましては、およそ前年並みの予算ではございますけれども、資料をおつけしております、99ページの下の内容をおつけしておりますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

それから、99ページの下ですけれども、010よしか塾事業費というところでの予算でございます。学習支援コーディネーター745万1,000円というふうに記載をしておりますけれども、これはコーディネーター2名分の報酬というところで見ただけだと思います。

それから、予算書をまたおめくりいただいて、100ページに入ります。目の3学校給食費に移っております、そこの002学校給食総務費でございます。これは資料100ページの下にその内容について記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。六日市、七日市、柿木、3つの共同調理場のいわゆる維持管理、運営経費ということで見ていただ

ればと思います。

それから、次の、予算書は次のページ、101ページに移ってまいります。003調理場施設費というところです。ここについては、3つの調理場の経費というところでの予算計上でございます。そうしますと、101ページの下ですけれども、今度教育費、小学校費に移ります。目1小学校管理費に移ります。ページはまたおめくりいただきまして102ページでございます。いわゆる小学校事務局管理費をここにずっと書いてございますけれども、うち使用料が1,286万円という予算計上です。ちょっと中身について説明をさせていただきますと、各小学校に配置しておりますコピー機であったりパソコンであったりプリンターであったり、そうしたもののいわゆるリース料というものがここに含まれてくるというふうに見ていただければと思います。

それから、その下です。004小学校施設整備事業費です。補修工事費として377万5,000円の予算計上です。この内容につきましては、朝倉小学校と七日市小学校と柿木小学校のプールに関する補修工事でございます。

それから、その下行きます。目2小学校教育振興費に移りまして、002小学校教育振興費です。ここで1つ説明を加えておきますけれども、通信運搬費として226万3,000円を計上しておりますが、内容につきましては、遠距離通学の援助という格好で定期券を購入するということとなります。この経費の予算計上でございます。

予算書は次に進みます。103ページに進みます。002小学校教育振興費というところから、105ページのところまでですけれども、これは見ていただきますと、最初に蔵木小学校から始まって最後に柿木小学校まで予算、それぞれの小学校で必要とされる予算についての予算計上でございます。これにつきましては、それぞれの小学校から要望といいますか、要求に基づいて予算のほうを配当しているというところで、それぞれ見ていただければというふうに思います。

そうしますと、予算書は105ページに移ります。105ページの下ですけれども、中学校費に入ります。目1中学校管理費でございます。003中学校事務局管理費でありますけれども、ここにまた嘱託職員277万2,000円の予算計上があります。この内容についてですけれども、蔵木中学校に嘱託職員を配置するというものでございます。統合の準備に係る事務が発生すると予測されますので、そうしたことに携わっていただく事務員さんを雇用すると、そういうところでの報酬予算でございます。

それでは、予算書をまためくっていただきまして106ページです。004中学校施設整備事業費というところで、設計委託料の予算計上です。中身につきましては、これは吉賀中学校の改修工事に係る設計委託料でございます。

それから、次にまいります。目2中学校教育振興費です。002中学校教育振興費の中に、同様に通信運搬費として、今度48万円という金額が記載があるかと思います。これは先ほど小学

校で御説明をさせていただいた遠距離通学の際の定期券購入にかかる費用というところで見ただけならばというふうに思います。

それでは、予算書をまためくっていただきまして、107ページに移ります。002中学校教育振興費ということで、これもまた先ほど小学校のところでも説明をしましたがけれども、予算書のページで申し上げますと、107ページ、108ページ、そして109ページの上のところまでずっと続きますが、町内のそれぞれの中学校からの要望に基づきましてそれぞれ予算を配当したものであるというところで見ただけならばというふうに思います。

それでは、予算書は109ページに移ります。社会教育費、目1社会教育総務費でございます。002社会教育総務費というところでの予算ですけれども、これは前年並みの予算を計上いたしております。

それから、ページは次に移ります。110ページです。003人権教育促進事業費です。ここにまだ嘱託職員30万3,000円という記載がございます。中身につきましては、人権教育推進協議会委員の報酬をここで予算計上をいたしております。

それから、その下の004子育て共働プロジェクト事業費です。82万2,000円の計上ですけれども、これは放課後子ども教室、この運営にかかる経費を予算計上しております。金額については前年並みの予算ということになります。

その下の005ふるさと教育推進事業費について、それからその次のページ、111ページの006成人式費、それぞれについて前年並みの予算を計上させていただいております。

ページは111ページに移っております、目の2社会教育施設費というところで、003サクラマス交流センター管理費です。これにつきましては、資料の101ページの上です。こちらのほうにその中身について記載をしております。少し説明を加えますと、嘱託職員として1,512万7,000円の報酬を計上いたしております。これはサクラマス交流センターにお勤めいただく管理人であったり調理員、こうした方々の報酬部分がここに含まれてくるというふうに見ただけならばと思います。

それでは予算書また下がっていただきまして、目3公民館費です。003公民館事務局管理費というところでは、まず最初に出てくるのは、公民館長の報酬です。420万円という予算計上しております。この予算につきましては、本議会に提案しております条例改正という形で提案しております6万円から7万円という改正であります、改正後の金額での計上ということになっておるところでございます。

予算書につきましては、またおめくりいただきまして112ページに移ります。中ほどに004公民館活動費ということで、これがページがまたずっと進んで115ページの上のところまで続くわけですが、町内の各公民館の活動経費をそれぞれ各公民館ごとに計上しております。

この部分につきましては、公民館からの要望であったり、あるいは教育委員会の要望に基づいて配当をいたした予算というところでございます。

それでは、115ページに移ります。目の4図書館費です。003図書館事務局管理費というところですが、ここにつきましては、例年並みの予算を計上いたしております。次の004図書館運営費につきましても前年並みの予算を計上いたしております。

それから、ページは116ページに移ります。文化財保護費です。003文化財保護費のところなんですけれども、業務運営関係委託料が出てまいります。45万4,000円の予算計上でございますが、内容について申し上げますと、樹勢点検の委託料です。樹勢、樹の勢いですね、樹勢、樹の点検委託料ということでございます。

それから、その下に移りまして、004試掘調査事業費です。これにつきましては、真田地区の遺跡調査にかかる経費を予算計上いたしておるところでございます。

それでは、また予算書をおめくりいただきまして、今度は117ページに移ります。保健体育費、目1保健体育総務費からでございます。002保健体育総務費につきましては前年並みの予算計上でございます。次の003保健体育施設費です。この予算の中にはいくつかの施設が含まれておりまして、六日市体育館、それから柿木体育館、それから真田グラウンドといった施設が含まれております。その施設管理に係る経費がまとめてここに予算計上してございます。

予算書またおめくりいただきまして、118ページに移ります。004保健体育施設整備事業費です。金額にしますと7,778万円の予算計上でございます。これは資料がございます。資料は101ページの下です。資料のほうを見ていただきますと、それぞれスポーツ公園であったり体育館であったり、そうしたものの建築工事に係る部分、修繕工事にかかる部分、それぞれ明細を載せておりますので、また御確認いただければと思います。

大変申しわけございません。今見ていただいております資料の修正をまたお願いをいたしたいと思っております。資料101ページの下の方です。その表の中の一番下のところなんです。大野原運動交流広場ゴルフ場防草シート設置工事です。「・フェンス」というのをこれを削除お願いしたいと思っております。大野原運動交流広場ゴルフ場防草シート設置工事。そして、その右側に数字がございます。「15743」、この数字を「6000」、600万円です、「6000」というふうに修正をお願いいたしたいと思っております。大変失礼をいたしております。よろしくお願いたします。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、118ページの下でございます。公債費というところで、元金そして利子について掲載をしておりますけれども、これは記載のとおりでございます。

また、予算書をおめくりいただきまして、今度は119ページです。先ほどの公債費が続いておりますけれども、公債費の部分は記載のとおりでございます。

それから、最後の予備費についてです。前年と同額の予算計上というふうにしております。

○議長（安永 友行君） 時間延長はしたところですが、歳出が終わりましたので、きょうはこれで置きたいと思いますが、歳入については、明後日9日の補正予算等の質疑、採決を予定しておりますので、その日に行う予定にしておりますので、御承知ください。

あすは予定どおりの、午前中に済むと思いますけど、現地調査のみといたします。お願いします。

町長のほうから発言を求められておりますので、これを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大変お疲れのところ、時間をちょうだいいたしまして大変恐縮でございます。私のほうから1点おわびを申し上げたいと思います。今、議案第40号の平成30年度の一般会計予算の今上程をさせていただきまして、詳細説明、歳出まで終わったところでございます。また、後刻のところの本会議で歳入の詳細説明をさせていただくということになるわけでございますが、先ほど来、総務課長のほうからお手元に配付をしております今回の定例会の参考資料、53ページからの平成30年度当初予算の概要版のほうで説明を、補足して説明をさせていただきました。その中で、とりわけ62ページ、7.の主要事業概要、それぞれ主要事業の内容につきまして、同じシートで事業の内容、財源も含めて説明をしたわけでございますが、お聞きのとおり、大変多くの相当量の修正があったわけでございます。時間のなかで調整をしたとはいいながら、全く弁解の余地はございません。大変御迷惑をかけたことをおわびを申し上げなければならないわけでございますが、いずれにしても、最終的には今回の提案者であります私町長の最終的な責任でございますので、改めておわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） ただいま町長のほうからもありましたが、私のほうからも資料等については、参考資料であるとはいいながら、慎重かつ正確に資料作成をしていただくよう、ここでお願いをしておきます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日はこれで延会とすることに決定をいたしました。本日はこれで延会いたします。御苦勞でございました。

午後5時09分延会
